

秦野市教育振興基本計画

【令和3年度（2021年度）～7年度（2025年度）】



秦 野 市
秦野市教育委員会

新たな社会を生きる次世代の教育を目指して

教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、国の「第3期教育振興基本計画」では、「我が国は、人生100年時代を迎えようとしており、また、超スマート社会（Society5.0）の実現に向けて技術革新が急速に進んでいます。こうした社会の大転換を乗り越え、全ての人が、豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにするうえで、教育の力の果たす役割は大きい。」としており、本市においても、これまでの教育を礎にしながら、新たな時代を見据えた施策の見直しや新たな方策を取り込むことが必要となっています。

現在、本市では、「水とみどりに生まれ誰もが輝く暮らしよい都市^{まち}」を目指す都市像として、令和3年度からスタートする総合計画「はだの2030プラン」を策定しました。新たな総合計画においては、教育分野の基本目標に「生涯にわたり豊かな心と健やかな体を育むまちづくり」を掲げ、より充実した学習環境づくりを推進していくものとしています。

また、市長と教育委員による総合教育会議において、「教育水準の改善・向上」及び「中学校給食の完全実施」等の実現に向けた協議・調整を行うとともに、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策として、「学校教育と社会教育の連携・協働」の更なる推進を重点に、2つの目指す教育の姿と5つの基本方針で構成する「秦野市教育大綱」を策定しました。このたび、策定しました「秦野市教育振興基本計画」は大綱との整合を図り、市長部局と教育委員会のより一層の連携を図りながら、各施策に着実に取り組み、本市教育の更なる発展と豊かで安全安心な社会の実現につなげていきたいと考えていますので、引き続き市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画策定にあたり、熱心に御審議いただきました秦野市教育振興基本計画策定懇話会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提言をいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

秦野市長 高橋昌和

「秦野市教育振興基本計画」の策定にあたって

秦野市教育委員会

秦野市教育委員会では、このたび平成21年3月に制定した、秦野市教育委員会教育目標の実現に向けて、各施策が着実に推進されるよう、市長が定める秦野市教育大綱を踏まえた中で、「秦野市教育振興基本計画」を策定しました。

教育を取り巻く環境は日々変化しており、平成28年に策定した前秦野市教育振興基本計画の計画期間内の5年間においても、学習指導要領の改訂により新たな学びが求められるとともに、学校における働き方改革の推進やGIGAスクール構想などへの対応が急務となりました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学校や社会教育施設においては、新しい生活様式を踏まえた活動の見直しや環境整備が喫緊の課題となっています。新型コロナウイルス感染症への対応に当たっては、学校における感染症対策を徹底したうえで、子どもたちの学びを保障できるよう、各校における対応の指針となるガイドラインを令和2年5月に第1版を作成し、都度改訂を重ねているところです。

このような状況において、教育を取り巻く様々な課題に的確に対応していくためには、学校はもとより、家庭、地域の皆様との協働・連携が必要不可欠と考えています。これらのことを踏まえて、本計画の各施策の実施に当たっては、これまで培ってきた成果や課題を土台に、全ての子どもたちの「生きる力」を育む新たな学びの教育環境づくりを推進していくとともに、人生100年時代などの新たな時代を生きる全ての市民が、生涯学び、活躍できるよう、教育の更なる充実と発展に全力で取り組んでいきます。

本計画の策定に当たり、御尽力いただきました秦野市教育振興基本計画策定懇話会委員の皆様をはじめ、パブリック・コメント等におきまして貴重な御意見をお寄せいただいた市民の皆様、御協力いただきました関係者の皆様に深く感謝申し上げますとともに、今後とも本市教育の充実に向け、御理解と御協力いただきますようお願い申し上げます。

目 次

第1章 策定の背景

1 策定に当たって	1
2 「秦野市教育委員会教育目標」について	1
3 計画の位置付け	2
4 計画期間	2

第2章 現在の教育を取り巻く環境

1 人口動態	3
2 本市の学校教育に関する現状	4
(1) 公立幼稚園の変遷及び未就学児の動向	4
(2) 小・中学校の変遷及び児童・生徒数の動向	5
3 本市の社会教育に関する現状	6
(1) 公民館の利用状況	6
(2) 図書館資料等の利用状況	6
4 教育を取り巻く社会情勢	7
(1) 学習指導要領等	7
(2) 持続可能な開発目標（SDGs）	8
(3) 人生100年時代や超スマート社会「Society5.0」の到来	8
(4) 近年の災害等	9
5 本市教育委員会の取組	9

第3章 計画の概要

1 計画の構成	10
2 目指す教育の姿	11
(1) 園小中一貫教育を通した子どもの育成	11
(2) 「知の循環型社会」の構築の推進	13
3 基本方針	14
4 体系図	16
5 重点施策	22

第4章 個別施策

基本方針1	23
-------	----

全ての子どもたちの可能性を引き出す新たな学びのスタイルにより、持続可能な社会を創り出す力を育みます

基本方針 2	・・・・・・・・・・・・・・・・	44
地域とともにある学校づくりを推進します		
基本方針 3	・・・・・・・・・・・・・・・・	50
子どもたちが安心して学ぶことができる学習環境と質の高い教育を支える教育環境を整備します		
基本方針 4	・・・・・・・・・・・・・・・・	62
市民の誰もが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたり学び続けることができる環境づくりを推進します。		
基本方針 5	・・・・・・・・・・・・・・・・	72
地域の歴史資源の保存・活用を通じ後世への継承に努めます。		
第 5 章 進行管理		
1 教育行政点検・評価	・・・・・・・・・・・・・・・・	76
資料編		
資料 1 秦野市教育振興基本計画策定懇話会委員名簿	・・・・・・・・	78
資料 2 秦野市教育振興基本計画策定経過	・・・・・・・・	79
資料 3 施策目標における取組と関連する S D G s の目標	・・・・・・・・	81

第1章 策定の背景

1 策定に当たって

教育振興基本計画は、教育基本法において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国が定めた教育の振興に関する施策の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、地方公共団体において策定するよう努めることとされています。

本市においても、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までの5年間を計画期間とする「秦野市教育振興基本計画（はだのわくわく教育プラン）（以下「前教育プラン」という。）」を策定し、「秦野市教育委員会教育目標」の実現に向けて推進を図ってきました。

本計画の策定に当たっては、前教育プランの基本的な考え方を継承し、本市を取り巻く社会情勢等を勘案した中で検討を進め、今後5年間の施策の方向性を示す実施計画として策定しました。

2 「秦野市教育委員会教育目標」について

秦野市教育委員会では、平成21年3月27日に「秦野市教育委員会教育目標（以下「教育目標」という。）」を制定しました。

秦野市教育委員会教育目標

秦野市教育委員会は、教育基本法に定める教育の目的及び理念を踏まえ、秦野市市民憲章の精神に基づき、平和で民主的な国家及び地域社会の形成者として必要な資質を備えた以下に掲げる人の育成、支援に努めます。

- ◎ 生命や人権を尊重し、平和を愛する豊かな心を持つ人
- ◎ 人や自然との共生・共存を大切にする人
- ◎ 心身ともに健康で希望を持ち、夢の実現に向けてたくましく生きる人
- ◎ 郷土の歴史や文化を尊重し、新しい文化を創造する人
- ◎ 公共の精神を尊ぶとともに、自ら学び、考え、行動する人

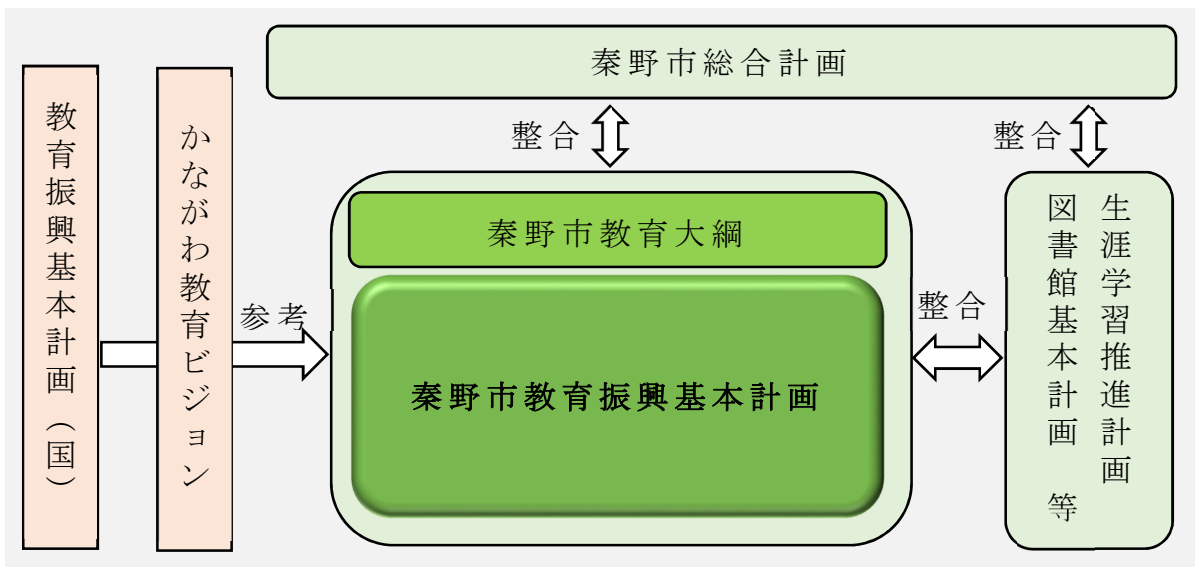
（平成21年3月27日制定）

3 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として、本市教育の充実を図るための基本的な計画として位置付けます。

なお、施策の推進に当たっては、教育大綱¹に掲げる基本方針を具現化するとともに、秦野市総合計画をはじめ、生涯学習推進計画や図書館基本計画等の関連する他の計画等の整合を図りながら、教育目標の実現に努めます。

【秦野市教育振興基本計画の関係図】



4 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から7年度（2025年度）までの5年間とします。

¹ 教育大綱・・・地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体の長が、地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、地域の実情に応じてその目標や施策の根本となる方針を定めたもの。

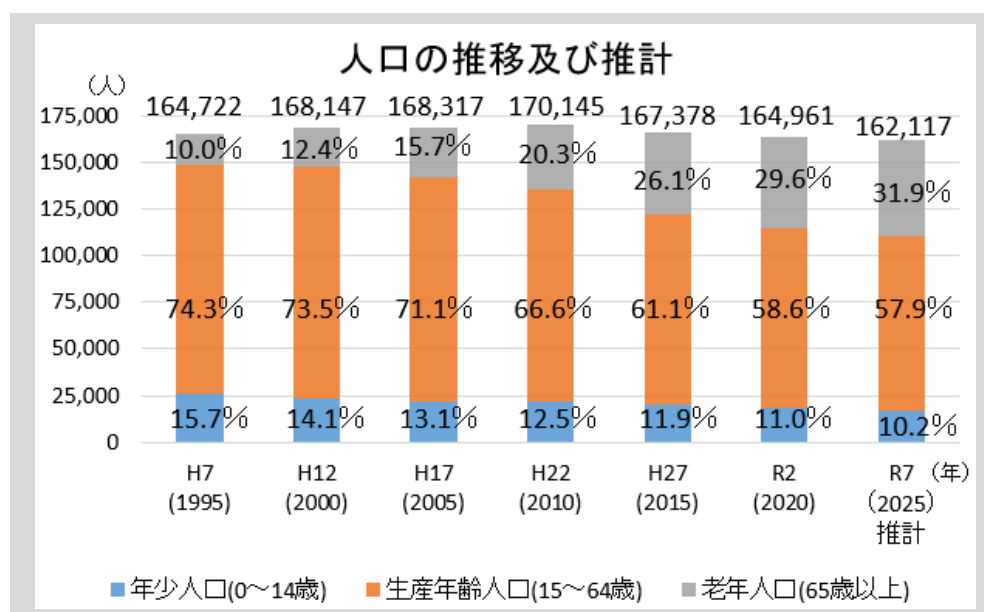
第2章 現在の教育を取り巻く環境

1 人口動態

○ 人口減少と少子高齢化の進行

本市の人口は、平成22年（2010年）9月をピークに減少傾向にあり、令和2年（2020年）1月1日現在164,961人となっています。

全国と同様、本市においても少子高齢化が急速に進んでおり、年少人口（0歳から14歳）の総人口に占める割合は、平成7年（1995年）には15.7%でしたが、令和2年（2020年）には11.0%に減少しています。一方、老年人口（65歳以上）は10.0%から29.6%に増加しており、今後もこの傾向が続くことが予測されています。



- ※ 10月1日の人口、ただし、令和2年は1月1日の人口
- ※ 割合は、年齢不詳分を除いているため、合計が100%とはなりません。
- ※ 令和7年（推計）は政策人口による推計値
- ※ 平成22年9月1日の人口：170,417人

2 本市の学校教育に関する現状

- 園児、児童、生徒数の減少
- 保育利用ニーズの増加による教育利用園児数の減少
- 学校規模の縮小と施設の老朽化

(1) 公立幼稚園の変遷及び未就学児の動向

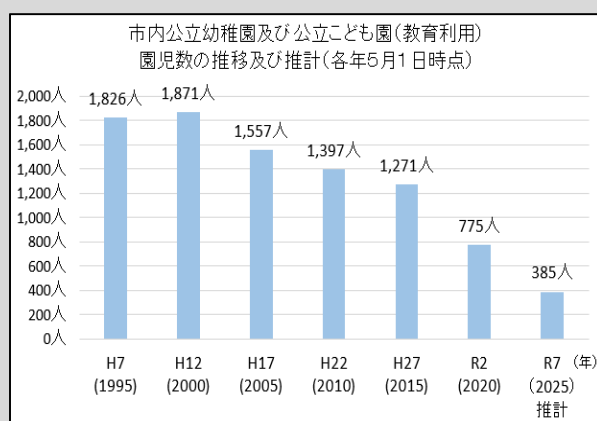
本市の公立幼稚園は、大正2年（1913年）に私立秦野幼稚園（現在の本町幼稚園）が開園されて以来、人口の増加等に伴い、昭和58年（1983年）には14園体制となりました。その後、少子化や保育利用ニーズが増加したことを受けて、現在までに5園を公立認定こども園に移行しています。また、平成28年（2016年）1月には、「秦野市公立幼稚園の運営・配置実施計画」を策定し、1園を幼稚園と小学校で一体化するとともに、さらに1園を公私連携幼保連携型認定こども園に移行したことで、現在は公立幼稚園8園、公立認定こども園5園体制となっています。

本市の公立幼稚園及び公立認定こども園の教育利用の園児数は、昭和54年（1979年）の4,097人をピークに、減少傾向にあります（図1参照）。

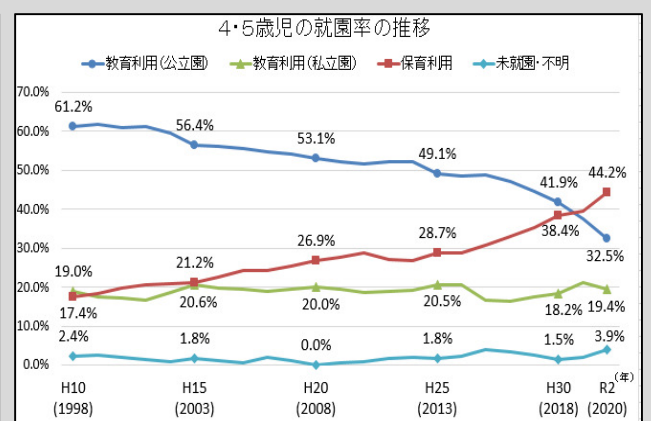
また、女性の社会進出の増加や就業構造の変化によって保育利用希望が増加し、加えて令和元年（2019年）10月から実施された幼児教育・保育の無償化の影響により、今後も公立園の教育利用の園児数は大幅に減少し、保育利用の割合の増加や私立の幼児教育・保育施設に通う幼児が増加することが見込まれています（図2参照）。

このことから、本市の幼児教育と小学校教育をつなぐ一貫教育の取組は、公私や園種の枠を超え、市内幼児全てを対象として推進していく必要があります。

【図1】



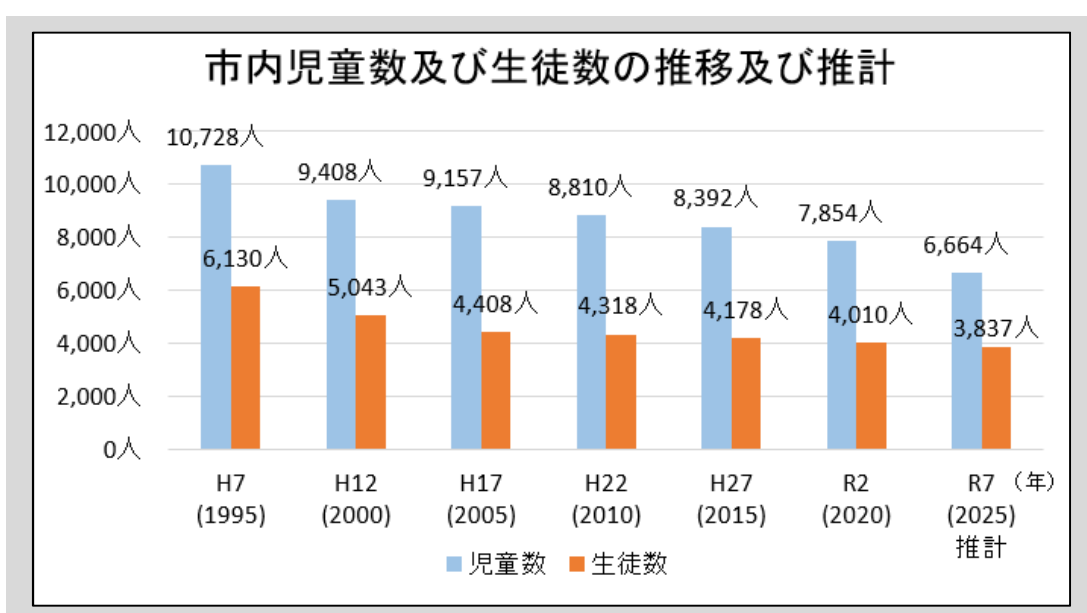
【図2】



(2) 小・中学校の変遷及び児童・生徒数の動向

本市の小・中学校は、昭和30年（1955年）の市制施行時には小学校7校、中学校6校が設置されていましたが、昭和50年代の人口増加に伴い、新たな小・中学校の設置が進み、昭和61年（1986年）4月からは小学校13校、中学校9校となっています。

本市の児童数及び生徒数は、園児数同様、少子化等の影響により減少傾向にあります。将来の児童生徒数の減少による学校規模の縮小と施設の老朽化を踏まえ、学校施設の一体化を視野に入れた学習環境の整備を検討し、進めていく必要があります。



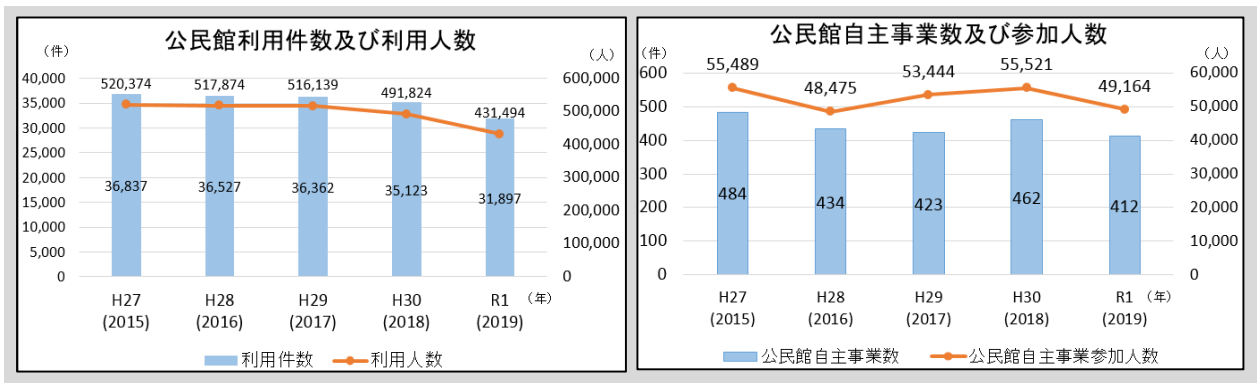
3 本市の社会教育に関する現状

- 公民館利用人数及び図書貸出点数の減少
- 公民館自主事業参加人数の減少
- 駅連絡所における図書貸出点数の増加

(1) 公民館の利用状況

市立公民館 11 館の利用状況は、微減傾向にあります。また、令和元年度（2019年度）は、これに加えて新型コロナウイルスの感染拡大に伴う休館の影響もあり、利用件数等が大幅に減少しています。

各公民館においては、生涯学習やコミュニティ活動の拠点として、毎年、積極的に公民館自主事業を企画しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う休館の影響により開催することができなかったことから、参加人数は減少しています。

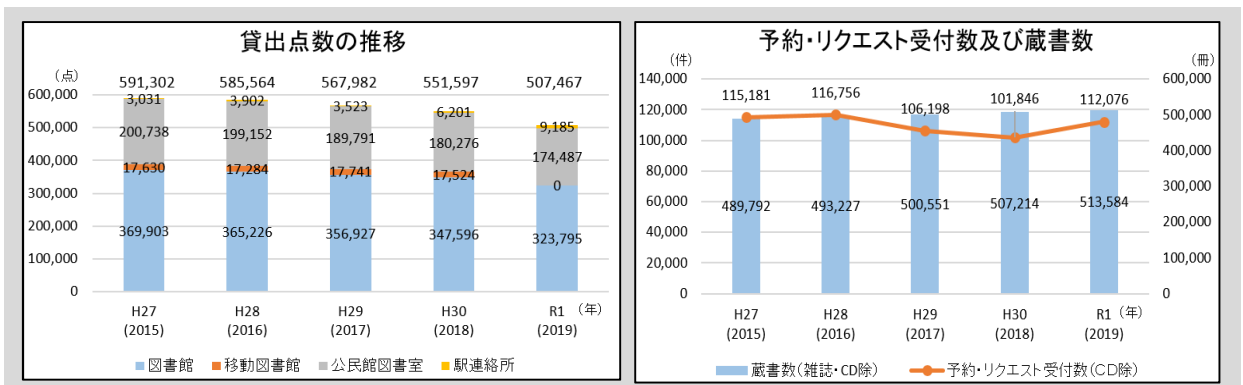


(2) 図書館資料等の利用状況

図書館サービスは、市立図書館のほか公民館（11館）、駅連絡所（4か所）及び広畑ふれあいプラザで行っています。

貸出点数は、微減傾向にありますが、市内の駅連絡所4駅全てで、図書館資料の受取、返却サービスが実現したことから、駅連絡所における貸出点数は増加しています。

図書館運営に当たっては、多くの予約・リクエストに応え、利用者ニーズに対応できるよう、図書館資料の充実や図書配送システムの拡充など、利用環境の整備に取り組んでいます。



4 教育を取り巻く社会情勢

- 新学習指導要領の全面実施
- 持続可能な開発目標への取組の推進
- 人生100年時代や超スマート社会「Society5.0」等の時代の変化
- 自然災害や感染症等の対応が急務に

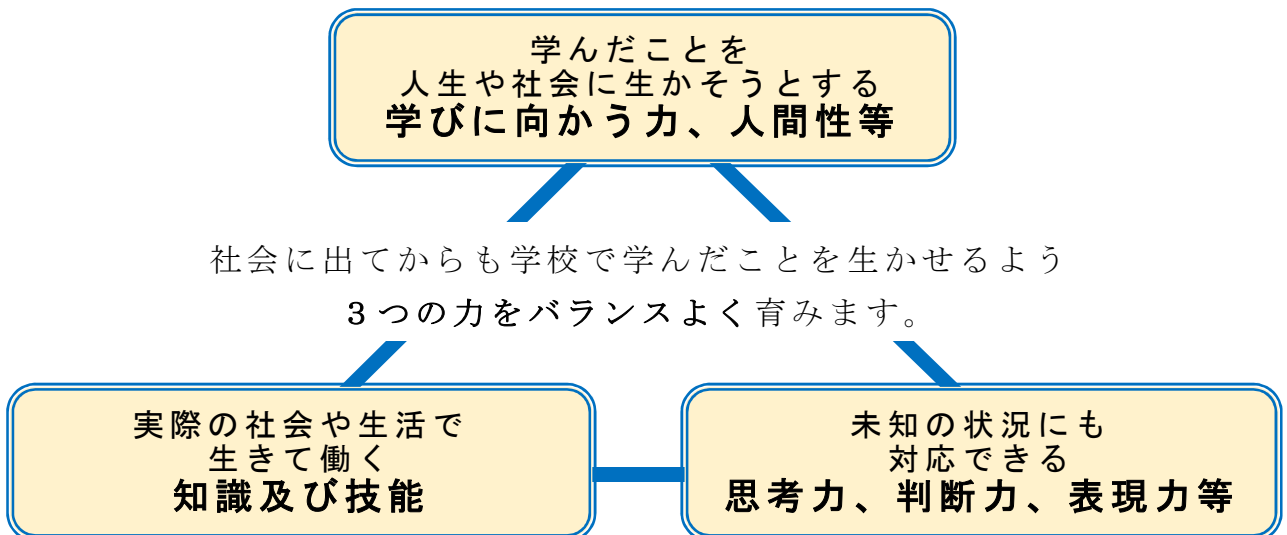
(1) 学習指導要領等

平成29年(2017年)改訂の新学習指導要領は、幼稚園教育要領が平成30年度(2018年度)から、小学校学習指導要領が令和2年度(2020年度)から全面実施されており、中学校学習指導要領は令和3年度(2021年度)から全面実施されます。

今回の学習指導要領の改訂においては、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指し、その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視することを基本的な考え方としています。

また、新学習指導要領は、「何ができるようになるか」を明確化し、知・徳・体にわたる子どもたちの「生きる力」を育むため、「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の視点からの授業改善」と「カリキュラム・マネジメント」により、以下の3つの資質・能力をバランスよく育むことを目指しています。

【3つの資質・能力】



(2) 持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGsは、平成27年(2015年)の「国連持続可能な開発サミット」で採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のための国際目標です。

教育については、目標4「すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。」に掲げられていますが、SDGsは17の目標を統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としていることから、本計画においては、目標全体を捉えた施策の取組を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(3) 人生100年時代や超スマート社会「Society5.0」の到来

誰もが幸せに、いつまでも生きがいを持って健康的な生活を送るためには、一生涯学び続けられること、何歳からでも学び直しができること、地域とのつながりを持ち活躍できる場所があることが重要であり、人生100年時代を見据えた生涯学習の仕組みづくりが求められています。また、超スマート社会「Society5.0」の到来が予測される中、様々な分野で人工知能(AI)技術の活用が図られています。

本市においても、このような社会の動きの中で、教育が果たすべき役割がこれまで以上に大きくなっていくことを認識し、生涯を通じて全ての人の「可能性」と「チャンス」を最大化する教育の実現に向けた環境整備を図っていく必要があります。

(4) 近年の災害等

東日本大震災以来、近年では熊本地震や北海道胆振東部地震などの大地震に加え、西日本豪雨や令和元年度東日本台風などの異常気象に伴う記録的な風水害が発生し、その被害も甚大化していることから、大規模な自然災害への対応が急務となっています。

また、新型コロナウイルス感染症についても、令和2年1月に日本で初めて患者の報告がされてから、今日までの間に緊急事態宣言が発出され、学校等の臨時休業をはじめ、公民館等の休館やイベントの自粛等の措置が取られてきました。緊急事態宣言解除後においても、新しい生活様式が提唱されるなど、教育環境にも大きな影響を及ぼしています。

このような中、将来、災害や感染症の拡大が起こった際に、被害を最小限に抑え、迅速で適切な対応がとれるよう、より一層の組織強化と施設整備に取り組むものとし、安全・安心な教育環境づくりを推進します。

5 本市教育委員会の取組

人口減少、少子高齢化が進む中、学校教育においては、確かな学力の定着・向上をはじめとする様々な教育課題への取組や安全で安心して学ぶことができる教育環境の整備を進めてきました。

また、社会教育においては、生涯学習環境の充実を図るとともに、本市の魅力を後世に引き継ぎ、市民のニーズを捉えた質の高い学習環境を提供するための事業を多岐にわたり推進してきました。

一方、社会情勢等が変化する中で、学校における働き方改革への取組や中学校給食の実施などにも積極的かつ計画的に取り組み、時代の変化に応じた教育施策の展開を図ってきました。

今後の教育施策の推進に当たっては、次世代を見据えた中で、SDGsに掲げられた目標の実現を念頭に、学校教育分野においては、子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能の習得をこれまで以上に重視した新学習指導要領に基づく取組が求められています。

さらに、社会教育分野においては、「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」学べる環境を充実し、社会教育を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりを推進していく必要があります。

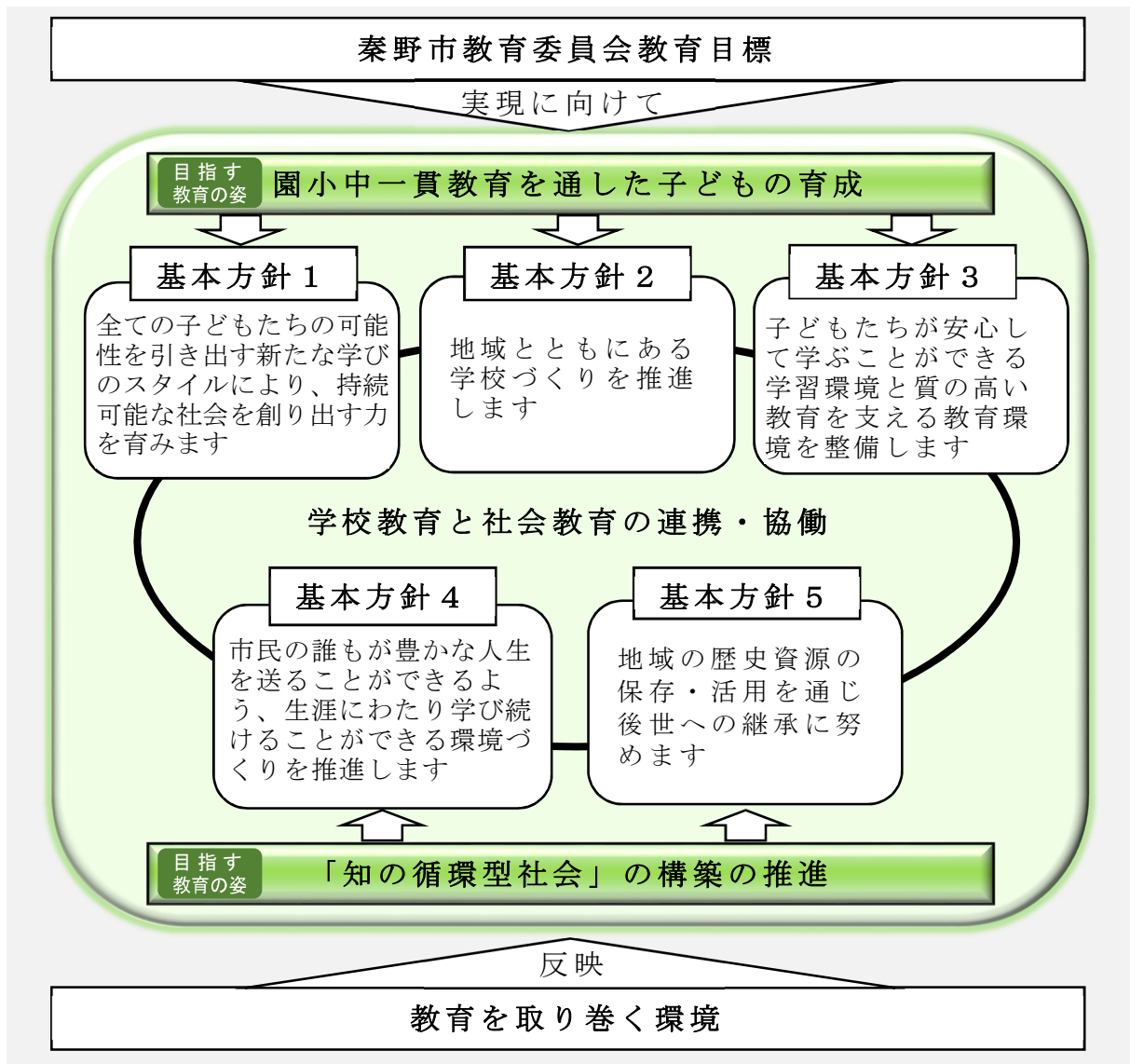
第3章 計画の概要

1 計画の構成

教育目標の実現に向けて、5つの基本方針を定め、それぞれ施策目標ごとに施策内容を整理したうえで、計画期間内に実施する具体的な取組を掲げました。

また、前教育プランにおける基本的な考え方を継承し、全施策の根幹となる目指す教育の姿として、学校教育分野は、「園小中一貫教育を通した子ども育成」を、社会教育分野は、「『知の循環型社会』の構築の推進」を位置付け、各施策を展開していきます。

施策の推進に当たっては、「社会に開かれた教育課程」と「開かれ、つながる社会教育」の実現を目指し、学校、家庭、地域が一体となって教育に取り組む環境づくりを推進し、学校教育分野と社会教育分野のより一層の連携・協働を図ります。



2 目指す教育の姿

(1) 園小中一貫教育を通した子どもの育成

変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育成することが求められています。また、平成29年の学習指導要領の改訂において、幼稚園教育要領等²及び小学校学習指導要領では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」³を踏まえ、幼児期の学びを児童期の学びにつなぐ幼小連携の重要性が示されました。

本市では、平成23年度から全市的な取組として幼小中一貫教育を推進し、中学校区ごとに「めざす子ども像」を共有しながら、地域の特色を生かした育ちと学びの連続性のある教育活動を行ってきましたが、その取組の多くは、公立幼稚園・認定こども園と公立小学校・中学校の子ども同士の交流やそれぞれの教員による合同研修会など、公立間での取組となっています。

しかし、女性の就業率の上昇や保護者ニーズの変化により、私立幼稚園・保育所・認定こども園等に就園する園児が増加していることから、秦野市全体で子どもの成長を支えることができるよう、これまでの幼小中一貫教育の取組を、公私や園種の枠を超えた園小中一貫教育としての新たな展開を図り、地域とともに培ってきたこれまでの取組を土台に、地域や保護者と連携・協働して未来を担う子どもの「生きる力」を育んでいきます。

なお、園小中一貫教育を通した子どもの育成の推進に当たっては、幼小中一貫教育の研究実践により確認されたメリットを最大限に生かせるよう、引き続き「育ちの連続性」、「学びの連続性」、「環境構成の連続性」の3つの視点をもとに取組を推進していきます。

² 幼稚園教育要領等・・・幼児教育・保育施設における3つの基準書の「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を指す。この3つの基準書は平成29年3月31日に同時改訂され、平成30年4月1日より同時施行された。改訂に当たっては、就学前児童を取り巻く教育と保育の整合を図り、「育みたい資質・能力」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を統一した内容が組み込まれている。

³ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」・・・幼稚園教育要領等において重要なポイントとして位置付けられた方向性。「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然とのかかわり・生命尊重」「数量・図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」の10項目で整理されている。

【園小中一貫教育の3つの視点】

- 1 育ちの連続性 →→→ 子ども一人ひとりの特性や成長の姿を幼児から児童、また生徒へと連続的に捉えることにより、一貫した教育支援を行う。
- 2 学びの連続性 →→→ 教育内容の系統性を重視し、連続した学習活動を保証することにより、学力の定着及び向上を図る。
- 3 環境構成の連続性 → 育ちや学びの一貫性の土台として、それぞれの校種で行われている「学習環境」「指導形態」「指導方法」についての相互理解を図り、有効に活用することで滑らかな接続を図る。

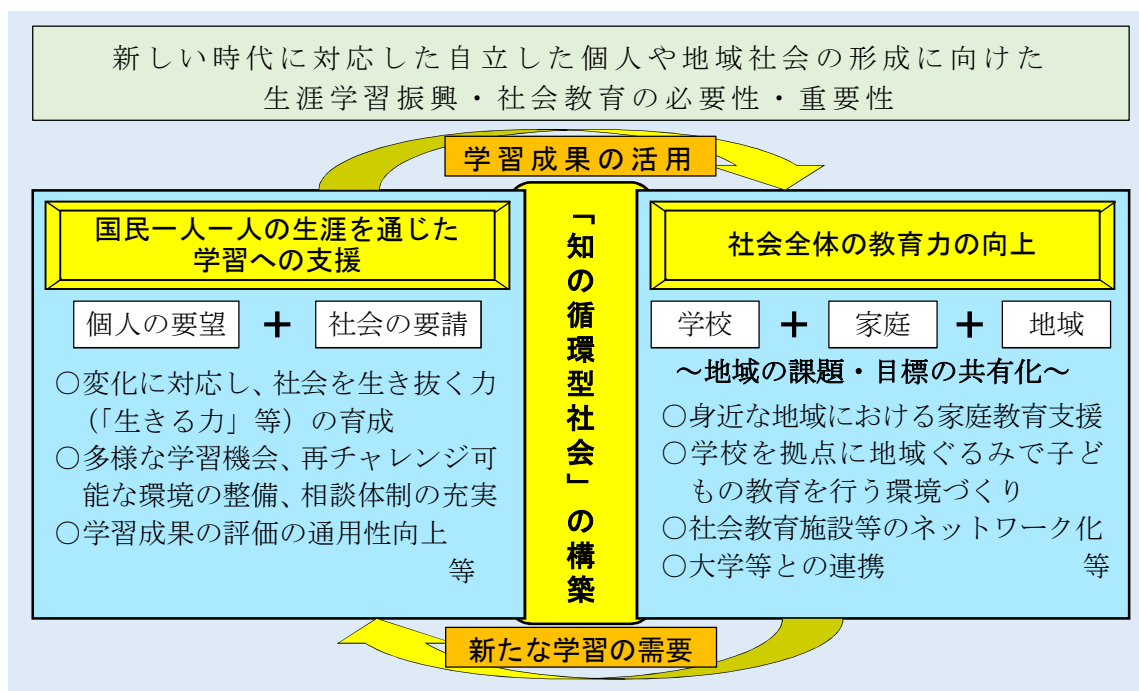
【園小中一貫教育のメリット】

- 教育内容の系統性を重視し、連続性のある学習活動が学力の向上に有効であること
- 一人ひとりの幼児・児童・生徒の特性や成長の姿を園校を通して見つめることにより、個々に応じた指導を連続的に行うことができること
- 「小1プロブレム」や「中1ギャップ」といった今日的な課題解決につながるものであること
- 地域や異年齢との交流による里地里山を活用した体験活動を通して「感謝」「思いやり」「気遣い」等、道徳教育で大切にしたい価値について実感的な学びにつながること

(2) 「知の循環型社会」の構築の推進

中央教育審議会の答申（平成30年12月21日「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策」）において、地域における社会教育は、個人が生涯にわたって多様な学習を行い、その成果を生かす実践の機会を提供するものとして、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を担うものとされており、学びやその成果活用を通じた他者とのつながりの実感や積極的な地域活動への参画を経て、さらなる学びを求める「学びと活動の循環」につなげていくことが重要とされています。

本市では、一人ひとりの生涯を通じた学習を支援し、その成果を地域社会における様々な教育活動に生かすことによって新たな学習需要が生まれ、社会全体の活力を持続させる「知の循環型社会」の構築を推進してきました。今後、人生100年時代、超スマート社会といった新たな時代が到来する中、SDGsの理念も踏まえ、誰一人として取り残さない社会づくりを目指し、引き続き、「学びと活動の循環」につなげる取組を推し進め、「知の循環型社会」の充実を目指します。



出典：「新しい時代を切り開く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(中央教育審議会平成20年2月答申)

3 基本方針

教育目標の実現に向けた取組を明確にするため、教育振興基本計画の柱となる基本方針を次のように定めました。

《基本方針 1》

全ての子どもたちの可能性を引き出す新たな学びのスタイルにより、持続可能な社会を創り出す力を育みます

全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、新学習指導要領が示す新たな学びのスタイルを構築し、また、育ちと学びの連続性を意識した園小中一貫教育の取組を推進することにより、教育水準の改善・向上を図るとともに、子どもたちの「生きる力」を育みます。

《基本方針 2》

地域とともにある学校づくりを推進します

子どもたちの健やかな成長のためには、学校、家庭、地域が相互に連携し、社会全体で取り組むことが不可欠です。

家庭や地域と一体となった学校づくりを実現するため、学校運営協議会などの制度を有効に活用するとともに、地域資源を生かした教育活動を更に充実することで、地域全体で共に学びあい、育ちあう活力あるコミュニティの構築を図り、地域とともにある学校づくりを推進します。

《基本方針 3》

子どもたちが安心して学ぶことができる学習環境と質の高い教育を支える教育環境を整備します

子どもたちが快適で安全・安心に学校生活を送れるよう、学校施設及び設備の計画的な改修等を進めるとともに、国のGIGAスクール構想に基づく学校のICT化や小・中学校の施設一体化など、教育を取り巻く社会情勢等の変化を見据えた教育環境の整備に取り組めます。

また、学校における働き方改革に向けた環境整備と意識改革に取り

組み、教職員の児童生徒と向き合う時間の確保とスキルアップ、学校の組織力・マネジメント力の強化を図ります。

《基本方針 4》

市民の誰もが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたり学び続けることができる環境づくりを推進します

人生100年時代、超スマート社会といった新たな時代を迎える現代において、年齢や性別、環境によらず、誰もが生きがいを持ち、学び続けることができる機会を提供することが求められています。

公民館や図書館等の社会教育施設を拠点として、市民の生涯にわたる学びを支援し、その成果を個人の生活や地域で生かせる環境づくりを推進するとともに、快適な学習環境を提供するため、社会教育施設の計画的な改修等を図ります。

《基本方針 5》

地域の歴史資源の保存・活用を通じ後世への継承に努めます

文化遺産を後世に引き継ぎ、本市の魅力を発信していくため、地域の歴史資源の収集・調査に努めるとともに、地域に所在する文化財の計画的な管理と活用を図ります。また、市民の歴史文化に対する理解を深めるため、総合的な歴史博物館としてリニューアルオープンした「はだの歴史博物館」を拠点に、これまで以上に幅広い事業を展開し、市民一人ひとりの郷土に親しむ心を育みます。

4 体系図

《基本方針1》

全ての子どもたちの可能性を引き出す新たな学びのスタイルにより、持続可能な社会を創り出す力を育みます

施策目標

施策内容

主な取組

1-1 確かな学力の定着と向上を図ります

(1) 【重点施策】新たな学びプロジェクトの展開

(2) 学び続ける教職員への支援

1-2 健やかな体の育成を図ります

(1) はだの元気っ子プランの推進

(2) 食育の推進

1-3 個に応じたきめ細やかな支援に努めます

(1) インクルーシブ教育の推進

1-4 豊かな情操や規範意識、公共の精神を育み、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」教育を推進します

(1) 豊かな人間性の育成

(2) いじめ・不登校等の対策の推進

(3) 薬物乱用防止教育の推進

(4) 多文化共生社会の推進

1-5 好奇心や探求心、豊かな感性を育む幼児教育の充実に努めます

(1) 一人ひとりを大切にした特色のある幼児教育の推進

	1-1(1) 【重点施策】新たな学びプロジェクトの展開
	① 園小中一貫教育の推進
	② 学びの基盤プロジェクトの推進
	③ 新たな学びステップアップ事業の展開
	④ G I G Aスクール構想の推進
	⑤ 情報モラル教育の推進
	⑥ わくわく読書プランの推進
	⑦ はだのっ子寺子屋事業の推進
	1-1(2) 学び続ける教職員への支援
	① 教育マイスタープランの推進
	② 調査研究事業の推進
	③ 各種研修講座の充実
	1-2(1) はだの元気っ子プランの推進
	① 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析・活用
	② 早寝早起き朝ごはん運動の推進
	③ 部活動スタートアップ事業の展開
	1-2(2) 食育の推進
	① 児童生徒等の健康の保持増進
	② 学校給食を通じた食育活動の推進
	1-3(1) インクルーシブ教育の推進
	① 特別支援学級介助員の派遣
	② 教育支援助手の派遣
	③ 大学生による学習支援の推進
	④ 通級指導教室の充実
	⑤ 日本語指導協力者の派遣
	1-4(1) 豊かな人間性の育成
	① 福祉教育の推進
	② 道徳教育の推進
	1-4(2) いじめ・不登校等の対策の推進
	① チーム支援体制の推進
	② 学校内外の相談体制の充実
	③ いじめを考える児童生徒委員会の推進
	④ 教育支援教室「いずみ」の充実
	⑤ 訪問型個別支援教室「つばさ」の充実
	1-4(3) 薬物乱用防止教育の推進
	① 薬物乱用防止教育の推進
	1-4(4) 多文化共生社会の推進
	① 国際理解教育の推進
	② 国際交流体験事業の推進
	③ 日本語指導協力者の派遣（再掲）
	④ プレスクール事業の展開
	1-5(1) 一人ひとりを大切にした特色のある幼児教育の推進
	① 幼児教育の質の向上
	② 個に応じた支援の充実
	③ 公立幼稚園の配置の見直し

《基本方針 2》

地域とともにある学校づくりを推進します

施策目標

施策内容

主な取組

2-1 家庭・地域とともに学び、育ちあう学校づくりに取り組みます

(1) 【重点施策】学校マネジメントの強化

(2) 家庭や地域と連携した学習活動の充実

2-2 豊かな地域特性を生かし、郷土を愛する子どもを育成します

(1) 秦野の特色ある教育の推進

《基本方針 3》

子どもたちが安心して学ぶことができる学習環境と質の高い教育を支える教育環境を整備します

施策目標

施策内容

主な取組

3-1 持続的かつ効果的な学校運営、教育活動体制づくりを進めます

(1) 学校における働き方改革の推進

3-2 快適で安全・安心な学習環境を確保します

(1) 学校施設長寿命化の推進

(2) 学校における省エネ対策の推進

(3) 学校管理下の安全確保の推進

(4) 学習機会の保障

3-3 次世代を見据えた教育環境の整備・充実を図ります

(1) 小・中学校教育に必要な教材・教具の整備

(2) 学校教育の情報化の推進

(3) 【重点施策】中学校給食の推進

(4) 読書環境の整備

(5) 教育施設の一体的整備の推進

2-1(1) 【重点施策】学校マネジメントの強化

① コミュニティ・スクールの推進

② スクールガードリーダーの派遣

2-1(2) 家庭や地域と連携した学習活動の充実

① 中学校区子どもを育む懇談会事業の更なる充実

② 防災教育の推進

③ はだのっ子寺子屋事業の推進（再掲）

2-2(1) 秦野の特色のある教育の推進

① S D G s の理念を踏まえた新たな環境教育の展開

② はだのっ子アワード事業の推進

3-1(1) 学校における働き方改革の推進

① 学校業務の改善

② 部活動スタートアップ事業の展開（再掲）

③ スクールサポートスタッフの効果的な活用

3-2(1) 学校施設長寿命化の推進

① 学校施設の改修

3-2(2) 学校における省エネ対策の推進

① 学校施設省エネ対策の推進

3-2(3) 学校管理下の安全確保の推進

① 通学路の安全確保

② 小学校給食調理設備等の計画的な改修

3-2(4) 学習機会の保障

① 就学・進学に対する経済的援助の実施

② 特別支援学級等の教育・学習活動の推進

3-3(1) 小・中学校教育に必要な教材・教具の整備

① 教材・教具等の計画的な整備

② 理科（算数・数学）教育・外国語学習の推進のための教材・教具の整備

3-3(2) 学校教育の情報化の推進

① G I G A スクール構想の環境整備

3-3(3) 【重点施策】中学校給食の推進

① 中学校給食の完全実施

3-3(4) 読書環境の整備

① 学校図書館の充実

3-3(5) 教育施設の一体的整備の推進

① 学校施設の一体的整備に係る整備手法等の検討

② 新たな学びを支える学校施設等のあり方に関する調査研究

《基本方針 4》

市民の誰もが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたり学び続けることができる環境づくりを推進します

施策目標

施策内容

主な取組

4-1 市民の自主的・主体的な学習活動を支援するため、公民館事業の充実を図ります

(1) 地域コミュニティ活動拠点としての公民館事業の充実

4-2 学習成果を地域で生かすことを目指し、魅力ある地域学習の推進に努めます

(1) 【重点施策】魅力ある地域学習の推進

4-3 地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で、親子のふれあいや家庭教育の支援に努めます

(1) 家庭教育支援の充実

4-4 市民の役に立つ図書館を目指し、図書館サービスの充実に努めます

(1) 市民の生涯学習を支える読書活動への支援

(2) 効率的で質の高いサービス提供体制の確立

4-5 子どもたちに読書の楽しさを伝え、本に親しむ機会を提供するとともに、読書環境の整備を図ります

(1) 【重点施策】子ども読書活動の推進

4-6 良好な学習環境の提供と施設の長寿命化を図るため、計画的な改修を推進します

(1) 施設長寿命化の推進

《基本方針 5》

地域の歴史資源の保存・活用を通じ後世への継承に努めます

施策目標

施策内容

主な取組

5-1 地域の歴史資源の収集・調査に努め、魅力ある歴史資源を次の世代へ引き継ぎます

(1) 歴史資源等の保存・管理の推進

5-2 市の歴史や文化への市民の理解を深めるため、文化財等の活用を推進します

(1) 【重点施策】文化財・歴史資源等の活用の推進

4-1(1) 地域コミュニティの活動拠点としての公民館事業の充実

- ① 市民提案型事業の充実
- ② 公民館協働事業の充実
- ③ 地域協働事業の充実

4-2(1) 【重点施策】魅力ある地域学習の推進

- ① はだの生涯学習講座の充実
- ② たけのこ学級の推進
- ③ 広畑ふれあい塾の支援
- ④ 報徳仕法啓発事業の充実
- ⑤ かみ放課後子ども教室の推進
- ⑥ 夕暮祭短歌大会及び夕暮記念こども短歌大会の開催
- ⑦ 市民大学の開催

4-3(1) 家庭教育支援の充実

- ① 家庭教育支援講演会の充実
- ② 親と子の音楽会の推進
- ③ 親子川柳大会の充実

4-4(1) 市民の生涯学習を支える読書活動への支援

- ① 図書館資料の充実
- ② レファレンスサービスの充実
- ③ 障害者、高齢者等へのサービスの充実

4-4(2) 効率的で質の高いサービス提供体制の確立

- ① 図書館業務の運営体制の確立

4-5(1) 【重点施策】子ども読書活動の推進

- ① 読書啓発事業の推進
- ② ブックスタート事業の推進
- ③ 学校等への支援

4-6(1) 施設長寿命化の推進

- ① 公民館の計画的改修
- ② 公民館の計画的更新
- ③ 図書館の計画的改修

5-1(1) 歴史資源等の保存・管理の推進

- ① 歴史資源の収集・保存
- ② 収蔵資料の管理・活用
- ③ 地区別管理・活用計画作成の検討

5-2(1) 【重点施策】文化財・歴史資源等の活用の推進

- ① 指定文化財特別公開の充実
- ② 歴史民俗講座の充実
- ③ 体験型学習の推進
- ④ 総合歴史博物館機能の充実

5 重点施策

教育委員会が実施する事業及び取組のうち、次の施策を重点施策として位置付けます。

1 新たな学びプロジェクトの展開

学習指導要領で求められている新たな学力の定着に向けて、育ちや学びの連続性を意識した園小中一貫教育を軸として、地域、家庭はもとより大学や民間企業とも連携し、ICT等の有効活用による新たな学びのスタイルを構築して教育水準の改善・向上を図ります。

2 学校マネジメントの強化

子どもたちの豊かな成長につながる学校と地域が一体となった教育活動の展開と、「地域とともにある学校づくり」を実現するため、全ての小・中学校に学校運営協議会を設置し、学校マネジメント力の強化を図ります。

3 中学校給食の推進

未来を担う子どもたちの心身ともに健全な育成のため、令和3年12月から安全・安心でおいしい生徒が喜ぶ中学校給食を提供します。また、給食を通じた食育及び地産地消を推進します。

4 魅力ある地域学習の推進

市民の学習成果を地域で生かすことができるような継続的に広く深く系統的に学べる学習機会を創出し、より積極的に地域活動に参画する熱意を高めるとともに、課題解決に向けた新たな学びを促進することで、本市のまちづくりに必要な担い手の育成を図ります。

5 子ども読書活動の推進

学校等で読書を楽しむ機会を設けることが、子どもたちが読書習慣を身に付ける契機となるため、図書館と学校が交流を図るとともに、相互の連携強化による資料の有効な活用方法を検討します。

6 文化財・歴史資源等の活用の推進

本町四ツ角周辺の近代化遺産の調査をはじめとした、市内各地の未指定、未登録文化財に光を当てるとともに、はだの歴史博物館における歴史、文化の展示、普及活動を通して広く内外に本市の魅力を発信します。

第4章 個別施策

《基本方針1》

全ての子どもたちの可能性を引き出す新たな学びのスタイルにより、持続可能な社会を創り出す力を育みます

施策目標 1-1 確かな学力の定着と向上を図ります

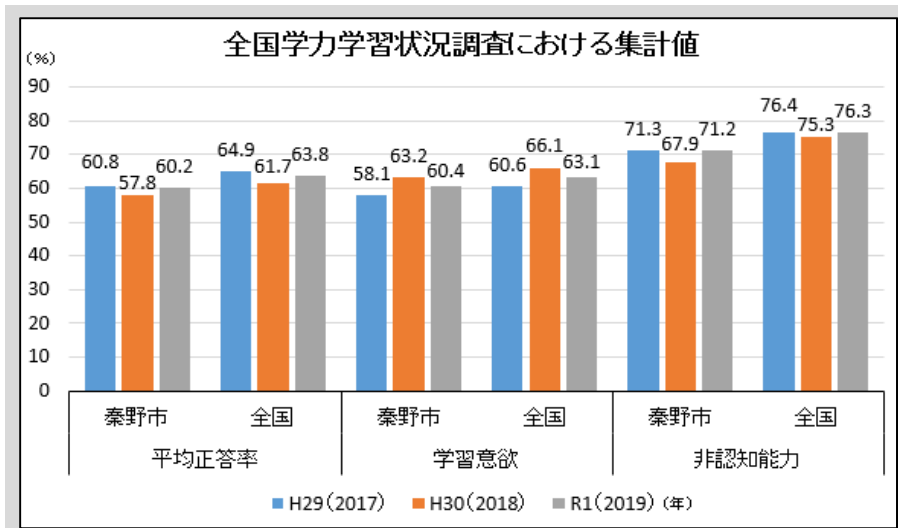
1-1 施策内容(1) 【重点施策】新たな学びプロジェクトの展開

■ 施策の目的

学習指導要領で求められている新たな学力の定着に向けて、園小中一貫教育を軸とした教育指導施策を展開し、子どもたちの学ぶ意欲や非認知能力⁴を育み、教育水準の改善・向上を図ります。

■ 現状と課題

- ▶ 各園校による「育ちの連続性」を踏まえた教育活動の充実が徐々に図られている一方で、全国学力・学習状況調査の結果は改善傾向にあるものの、全国平均を上回る数値には至っていません。
- ▶ 教育水準の改善・向上を図るためにも、各中学校区において全国学力・学習状況調査の分析結果に基づいた取組や「学びの連続性」を踏まえた小中一貫した教育活動を教育委員会と学校が協働して推進していく必要があります。
- ▶ 新たな時代を生きる子どもたちが身に付けるべき資質・能力として、自制心などの非認知能力といわれる社会的・情緒的能力が重要であると捉え、それらを育成する取組の推進が求められています。



■ 今後の方向性

子どもたちの育ちや学びの連続性を意識した園小中一貫教育を更に推進するとともに、E B P M⁵を取り入れた教育指導施策の展開やG I G Aスクール構想⁶を軸としたI C T活用や推進を含めた新たな学びのスタイルの構築に取り組みます。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
全国学力・学習状況調査における集計値			
平均正答率※1	本市平均/全国平均 60.2%/63.8%	全国平均	全国平均以上
学習意欲※2	60.4%	64%	68%
非認知能力※3	71.2%	77%	81%
I C Tの活用※4	—	80%	90%

※1 平均正答率・・・小学生を対象とした国語・算数及び中学生を対象とした国語・数学・英語の学力調査の平均正答率の集計値。

※2 学習意欲・・・児童・生徒質問紙調査の「国語の勉強は好きだ」、「算数（数学）の勉強は好きだ」の2項目の質問に対して、「当てはまる」又は「どちらかと言えば当てはまる」と回答した児童生徒の集計値。

※3 非認知能力・・・児童・生徒質問紙調査の「課題の解決に向けて、自分で考え、自分で取り組んでいたと思いますか」の質問に対して、「当てはまる」又は「どちらかと言えば当てはまる」と回答した児童生徒の集計値。

※4 I C Tの活用・・・「学校における授業の情報化の実態等に関する調査」の「わかりやすく説明したり、児童生徒の思考や理解を深めたりするためコンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する」の質問に対して、「わりにできる」又は「ややできる」と回答した教員の集計値。

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① 園小中一貫教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 中学校区ごとの「育ちと学びの連続性の確保」を目指した教育活動の推進 ● 小学校における教科担任制や義務教育学校制度⁷等を視野に入れた系統的な学習指導のあり方の研究 ● 秦野市幼・保連絡協議会⁸の見直し等の実施 ● 園小接続カリキュラム⁹の作成

取組名	取組内容
② 学びの基盤プロジェクトの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学や民間企業との連携による忍耐力や協調性、自制心等の「非認知能力」の育成に係る取組を学校と協働推進 ● 幼児版学習ノート（仮称）の作成
③ 新たな学びステップアップ事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> ● 各校が主体的に取り組む学校研究への支援体制の強化 ● 大学や民間企業との連携による教員研修体制の充実 ● 次世代のリーダーとしての中堅教員と若手教員の人材育成
④ G I G Aスクール構想の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間企業や大学との連携によるICTの効果的な活用方法の研究 ● 研究成果の共有
⑤ 情報モラル教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童・生徒がメディアから情報を正しく読み解く力を育む情報モラル教育の推進
⑥ わくわく読書プランの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「読書の森カード」¹⁰の活用・推進 ● 家庭・地域のボランティア団体との連携による読書活動の推進
⑦ はだのっ子寺子屋事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域学校協働本部¹¹など、市民力を生かした寺子屋方式等による放課後の学習支援¹²の推進

4 非認知能力・・・自制心や協調性といった学習意欲を支える力。

5 E B P M・・・「証拠に基づく政策立案」のことで、政策目的を明確化したうえで合理的根拠に基づくものとする。

6 G I G Aスクール構想・・・Global and Innovation Gateway for Allの略で、児童生徒に1人1台の端末と通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想。

7 義務教育学校制度・・・小学校課程から中学校課程までの義務教育を一貫して行う学校制度。

8 秦野市幼・保連絡協議会・・・秦野市に所在する幼稚園・保育園・認定こども園における保育指導及び園経営上の諸問題について研究協議し、共通理解を深めることを目的とした協議会。

9 園小接続カリキュラム・・・就学前教育と小学校教育の円滑な接続を目指した、教育及び保育の充実を図っていくためのカリキュラム。

10 「読書の森カード」・・・読書活動推進のために教育研究所で作成した記録帳。

11 地域学校協働本部・・・幅広い地域住民や団体等の参画により形成された緩やかなネットワークにより、地域学校協働活動を推進する体制。

12 寺子屋方式等による放課後の学習支援・・・ボランティア等の学習支援者が、児童生徒のそれぞれの学習課題に応じたサポートをする方式による学習支援。

1-1 施策内容(2) 学び続ける教職員への支援

■ 施策の目的

子どもたちが変化の激しいこれからの社会を生き抜くため、「主体的・対話的で深い学び」の新たな学びの視点に立った授業改善を行うことで、「教える」から「学ぶ」への転換を図り、新たな学びのスタイルを実現することが求められていることから、教職員が主体的に最新の教育技術を吸収し、実践的技量を身につけられる体制整備を図ります。

■ 現状と課題

▶ 子どもたちの「生きる力」を育む教育活動を実践するためには、地域の特性や子どもたちの実態に応じた教育課程が展開されるとともに、教職員が主体的に学び続けられる支援体制が求められています。

▶ 学習指導要領改訂に対応した教科研究や教職員の研修を充実させる必要があります。

▶ 研究部会の設置状況

年度	研究部会
平成 30 年度	幼小中一貫外国語教育推進研究部会
	小中一貫社会科教育研究部会
	学校 I C T 授業活用（プログラミング教育推進）研究部会
令和元年度	小中一貫社会科教育研究部会
	学校 I C T 授業活用（プログラミング教育推進）研究部会
	小中一貫家庭学習推進研究部会

■ 今後の方向性

地域の特性や子どもたちの実態に応じた教育課程が展開されるよう、各校の研究を支援する仕組みを充実させるとともに、園小中の校種を超えた合同の研修や変化の激しい時代のニーズに対応した実践研修会の開催等、大学や民間企業との連携を軸に更なる充実を図ります。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
全国学力・学習状況調査における集計値			
「教職員は、校内外の研修や研究会に参加し、その成果を教育活動に積極的に反映させていますか」※1	86.4%	90%	95%
「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか」※2	71.2%	75%	80%

※1 学校質問紙調査において「よくしている」又は「どちらかといえばしている」を選択した学校の集計値。

※2 児童・生徒質問紙調査において「よくしている」又は「どちらかといえばしている」を選択した児童生徒の集計値。

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① 教育マイスタープランの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●最新の教育技術の吸収及び実践的スキルを身に付けることを目的に全ての教職員が校種やキャリアステージに応じて主体的に研修に取り組むことができる体制の整備 ●地域の教育力を生かした特色ある教育活動の充実
② 調査研究事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●教育課程における連続性・系統性を生かした研究の推進 ●先進事例を生かした調査研究の推進及び教材・指導資料等の作成
③ 各種研修講座の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●大学や民間企業との連携による実践的・効果的な研修の実施 ●全ての教職員が学び続けることができる研修体制の推進

1-2 施策内容(1) はだの元気っ子プランの推進

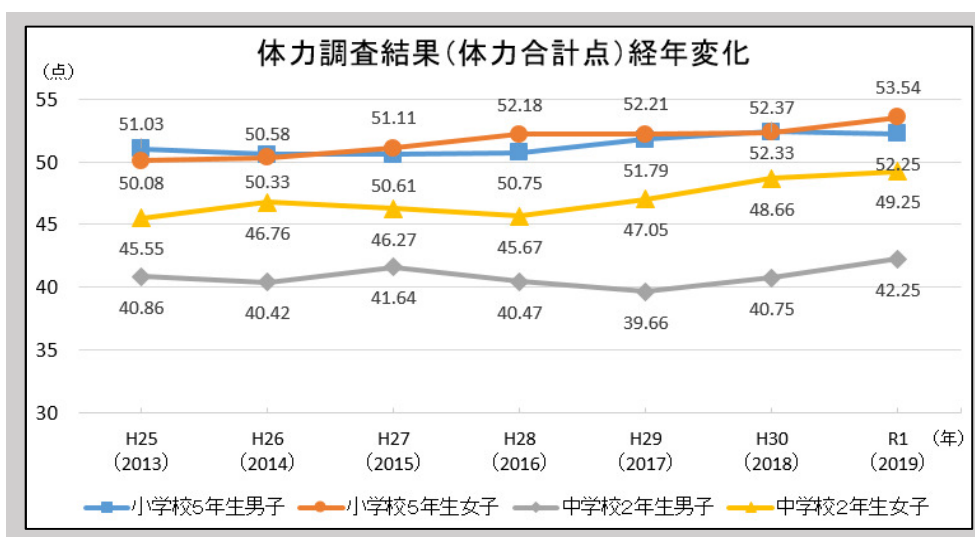
■ 施策の目的

子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養と睡眠が重要となっており、子どもの基本的生活習慣の確立や生活リズムの向上を推進していく取組を「はだの元気っ子プラン」¹³として、大学等と連携しながら、エビデンスに基づいた食育の推進や体力向上のための施策を展開するとともに、家庭や地域と一体となることを目指します。

■ 現状と課題

- ▶ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の分析結果から、児童生徒の体力・運動能力には改善傾向が見られるものの(図1参照)、種目によっては更なる向上が求められています(表1参照)。
- ▶ 児童生徒の朝食の喫食率をはじめとした生活習慣の改善も課題の一つとして捉えており、園小中一貫した系統性・連続性のある取組を推進し、学校、家庭、地域が連携して体力・運動能力の向上と、生活習慣や運動習慣の改善を図っていく必要があります。
- ▶ 中学生の体力向上に大きく寄与してきた部活動についても、少子化による部員数の減少や教職員の多忙化などへの対応が急務となっています。

【図1】



【表1：全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（令和元年度）】

	種目 ＜単位＞	男子			女子		
		本市平均	県平均	全国平均	本市平均	県平均	全国平均
小学 5 年 生	握力＜kg＞	17.06	16.88	16.37	16.29	16.40	16.09
	上体起こし＜回＞	19.18	19.86	19.80	18.58	18.64	18.95
	長座体前屈＜cm＞	34.05	34.40	33.24	38.33	38.27	37.62
	反復横跳び＜点＞	36.53	39.81	41.74	35.00	37.68	40.14
	20mシャトルラン＜回＞	46.73	47.31	50.32	34.48	35.95	40.79
	50m走＜秒＞	9.38	9.41	9.42	9.63	9.67	9.64
	立ち幅跳び＜cm＞	152.79	149.61	151.45	145.15	143.24	145.68
	ソフトボール投げ＜m＞	21.44	20.90	21.61	13.80	13.16	13.61
	体力合計点＜80点満点＞	52.25	53.17	53.61	53.54	54.25	55.59
中学 2 年 生	握力＜kg＞	28.44	28.48	28.65	23.96	23.82	23.79
	上体起こし＜回＞	26.44	26.99	26.96	23.35	23.31	23.69
	長座体前屈＜cm＞	44.68	44.00	43.50	46.15	46.06	46.32
	反復横跳び＜点＞	49.20	51.18	51.91	44.57	46.49	47.28
	20mシャトルラン＜回＞	84.90	85.13	83.53	56.18	58.07	58.31
	50m走＜秒＞	7.96	7.96	8.02	8.82	8.77	8.81
	立ち幅跳び＜cm＞	195.89	193.91	195.03	166.07	168.23	169.90
	ハンドボール投げ＜m＞	20.59	20.27	20.40	12.84	12.82	12.96
	体力合計点＜80点満点＞	42.25	41.71	41.69	49.25	49.66	50.22

※ は、県又は全国の平均値を超えた種目

■ 今後の方向性

「全国学力・学習状況調査」の分析結果をもとに、本市の課題解決に向け小・中学校の研究部会と連携し、エビデンスに基づいた授業改善を推進するとともに、生活習慣等の改善を図るために、大学等と連携した「早寝早起き朝ごはん運動」¹⁴を推進します。

また、持続可能な部活動のあり方について、生徒、保護者、教職員の声を取り入れながら検討を進め、地域力を生かした新たな体制整備を目指します。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の集計値※1	本市平均/全国平均	全国平均	全国平均以上
	小学校 52.8/54.6		
	中学校 45.7/45.9		
全国学力・学習状況調査における生活習慣等に関する集計値※2	本市平均/全国平均 86.4%/88.7%	全国平均	全国平均以上
部活動スタートアップ事業 ¹⁵ の展開による部活動の設置校数	—	1校	2校

※1 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の集計値・・・市内の小学5年生男女、中学2年生男女が実施した新体力テスト8種目の総合合計点数から算出した集計値。

※2 全国学力・学習状況調査における生活習慣等に関する集計値・・・児童・生徒質問紙調査において、「朝食を毎日食べている」、「毎日同じ位の時刻に寝ているか」、「毎日同じ位の時刻に起きているか」の生活習慣に係る3項目の質問に対して、「している」又は「どちらかといえば、している」と回答した児童生徒の集計値。

■主な取組内容

取組名	取組内容
① 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析・活用	<ul style="list-style-type: none"> ●小・中学校の研究部会等との連携による授業改善の推進 ●体力向上サポーター事業¹⁶の推進
② 早寝早起き朝ごはん運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●東海大学との連携による食育指導や体力向上プログラムのモデル地区実践 ●家庭・地域と一体となった園小中一貫した取組を市全体で推進
③ 部活動スタートアップ事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員の多忙化解消と部活動指導員制度の効果的な運用による地域力を生かした新たな部活動の体制整備の推進

¹³ 「はだの元気っ子プラン」・・・「全国学力・学習状況調査」「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の調査分析から、園小中一貫した系統性・連続性を意識して、学校・家庭・地域が連携し、体力・運動能力の向上と、生活習慣・運動習慣の改善を目指すために行う取組の総称。

¹⁴ 「早寝早起き朝ごはん運動」・・・就寝や朝食を核として、学力や体力向上の基盤となる基本的な生活習慣の定着を推進する取組。

¹⁵ 部活動スタートアップ事業・・・中学校の持続可能な部活動の在り方を検討し、段階的に部活動を地域移行していくための先行的な事業。

¹⁶ 体力向上サポーター向上事業・・・小学校での体力向上への取組の指導・支援・助言等を行い、児童の体力・運動能力の向上や運動習慣の確立、生活習慣の改善を目指す取組。

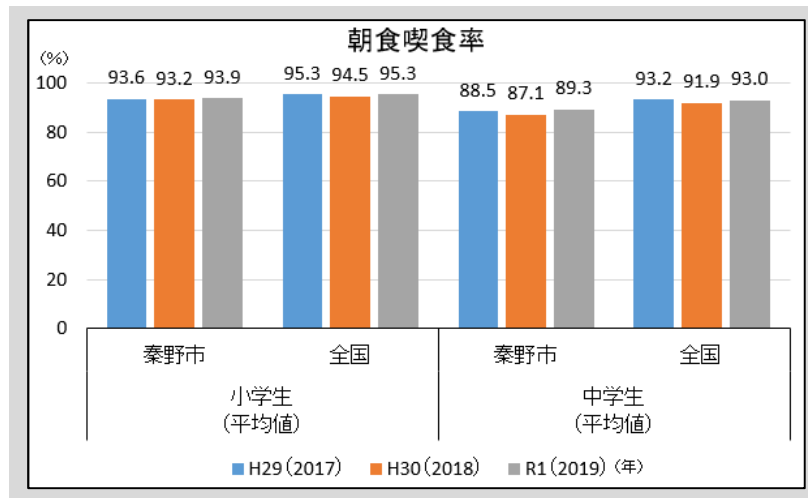
1-2 施策内容(2) 食育の推進

■ 施策の目的

健全な心と体の成長を促すため、園小中一貫教育を通して幼児、児童、生徒の発達に応じた系統性・連続性のある指導を行います。

■ 現状と課題

- ▶ 「全国学力・学習状況調査」の結果分析から、朝食の喫食率が全国平均を下回っているなど、食を通じた健康への関心の低さがあり、健やかな体の育成のためには、食育を推進する必要があります。



■ 今後の方向性

園と小学校の交流給食を行うなど、栄養教諭から献立や食材についての講話を行い、食への関心を高めます。

小・中学校では「食に関する年間計画」を作成し、発達段階に合わせた指導を教科学習の中で取り入れると共に、給食を通して食への関心が高められるよう、季節や産地などに配慮した献立作成を行います。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
朝食の喫食率	小学校 93.9%	100%	100%
	中学校 89.3%		
交流給食の実施校数	全小学校	全小学校	全小学校

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① 児童生徒等の健康の保持増進	● 家庭・地域と連携した発達段階に応じた系統的な指導の充実
② 学校給食を通じた食育活動の推進	● バランスのよい食習慣に向けた指導 ● 「食に関する指導」年間計画の作成

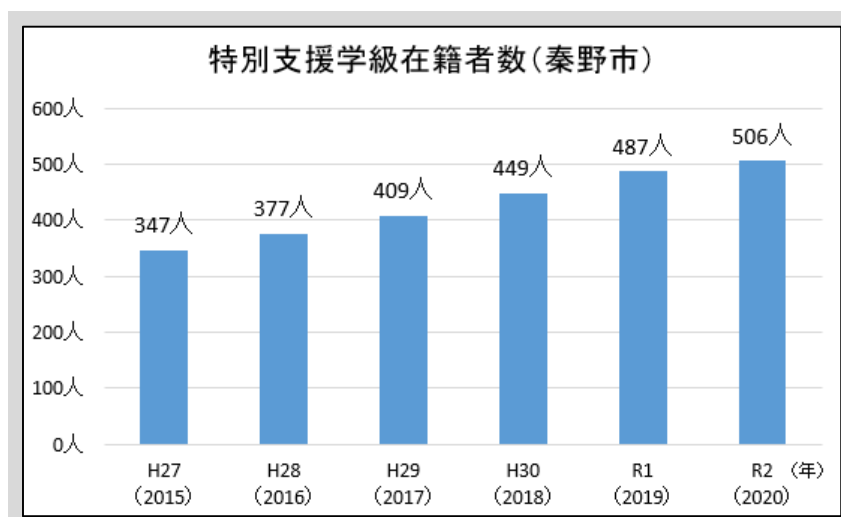
1-3 施策内容(1) インクルーシブ教育の推進

■ 施策の目的

多様化する子どもたちの教育課題に対応するため、合理的配慮¹⁷を踏まえたインクルーシブ教育¹⁸を推進し、個に応じた支援体制の充実に努めます。

■ 現状と課題

- ▶ 個別の支援を必要とする児童生徒は年々増加傾向にあります。
- ▶ 支援ニーズは多様化、複雑化しており、平成28年4月に施行された障害者差別解消法では、個に応じた合理的配慮の提供が努力義務とされたことから、基礎的な環境整備とともに、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場の充実が重要となってきています。
- ▶ 多文化共生社会の実現に向けて、外国につながるのある児童生徒への支援も求められています。
- ▶ インクルーシブ教育や多文化共生社会の実現に向けて合理的配慮を踏まえた教育活動のあり方についての理解を深めることが必要です。



■ 今後の方向性

児童生徒へのきめ細やかな支援を行うため、教育支援助手、特別支援学級介助員の効果的な配置に努めるとともに、全ての教職員が適切に支援ニーズへの対応ができるよう、スキルアップを図るための研修内容の充実に努めます。

また、合理的配慮の実現に向けて学びの場を充実させることが重要となるため、通級指導教室¹⁹の効果的な運用や外国につながるのある児童生徒への支援体制の整備を推進します。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
全国学力・学習状況調査における 支援教育に関する集計値※	31.8%	40%	50%

※ 全国学力・学習状況調査における支援教育に関する集計値・・・学校質問紙調査において、「学校の教員は、特別支援教育について理解し、前年度までに調査対象学年の児童生徒に対する事業の中で、児童生徒の特性に応じた指導上の工夫（板書や説明の仕方、教材の工夫など）を行いましたか」の質問に対して「よく行った」と回答した学校の集計値。

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① 特別支援学級介助員の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ● 学習活動の補助や安全確保、生活介助等を目的とした各校への介助員の派遣 ● 介助員のキャリアアップを目的とした研修方法の見直し及び研修内容の充実
② 教育支援助手の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な指導及び必要な支援の実施を目的とした教育支援助手の小・中学校への派遣 ● 支援助手のキャリアアップと効果的な運用について各校と協働した取組の実施
③ 大学生による学習支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の大学との協力・連携により大学生ボランティアを支援員として各校へ派遣 ● 大学との連携をさらに深めることによる教職を志す学生の意欲が高まるよう持続可能なシステムの構築
④ 通級指導教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 心理や医療、福祉の専門家等を活用した効果的な支援体制の構築
⑤ 日本語指導協力者 ²⁰ の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本語指導協力者の派遣による支援の充実 ● 東海大学や上智大学短期大学部との連携による新たな支援体制の構築に向けた研究

17 合理的配慮・・・障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としている意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応に努めること。教育活動においては、教員、支援員等の確保、施設・設備の整備、個別の支援計画や指導計画に対応した柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮が考えられる。

18 インクルーシブ教育・・・全ての子どもがなるべく同じ場で共に育つことを目指す考え方。

19 通級指導教室・・・通常の学級での指導におおむね参加できるものの、一部特別な指導が必要な児童生徒が個別の指導を受ける教室のこと。末広小学校と西小学校に「ことばの教室」、本町小学校、渋沢小学校、大根小学校に「まなびの教室」、渋沢中学校には「秦野市中学校通級指導教室」が設置されている。

20 日本語指導協力者・・・日本語支援の面だけでなく、日本の生活習慣や教育相談など児童生徒が学校生活に上手に適應できるように、支援、援助を行うもの。

施策目標 1 - 4

豊かな情操や規範意識、公共の精神を育み、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」教育を推進します

1-4 施策内容(1) 豊かな人間性の育成

■ 施策の目的

人権教育は全ての教育活動の基盤となるものであり、全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、道徳教育や福祉教育の充実を図り、人権意識の向上や豊かな情操、規範意識、助け合いの心を育んでいきます。

■ 現状と課題

- ▶ 子どもたち同士が互いに認め合い、尊重し合うことができる環境づくりは、全ての教育活動の土台となります。そのためには、人権意識の向上を目指し、福祉教育や道徳教育を学校の教育活動全体の中にしっかりと位置付け、子どもたちが「自分を大切にするとともに他の人も大切にしようとする」態度が身につくよう、計画的に進めていくことが求められます。
- ▶ いじめ対策やICT機器の普及等による情報モラル教育の充実など新たな教育課題への対策も急務です。

■ 今後の方向性

一人ひとりの人権を尊重する態度を育てることは、価値観の多様化する社会において必要なものであり、「自分を大切にするとともに他の人も大切にしようとする」人権教育や「助け合いの心を育む」福祉教育の一層の充実を図ります。

また、新たな教育課題への対応を図るため、警察等関係機関との連携はもとより、大学や民間企業との連携を強化し、問題行動の未然防止に努めます。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
全国学力・学習状況調査における集計値			
道徳教育に関する集計値※1	73.3%	76%	80%
「助け合いの心を育てる教育」に関する集計値※2	85.2%	91%	95%

※1 児童・生徒質問紙調査の「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいると思いますか」の質問に対して、「当てはまる」又は「どちらかと言えば当てはまる」と回答した児童生徒の集計値。

※2 児童・生徒質問紙調査の「人が困っている時には、進んで助けていますか」の質問に対して、「当てはまる」又は「どちらかと言えば当てはまる」と回答した児童生徒の集計値。

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① 福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての教育活動を通じた人権意識を向上させる取組 ● 福祉教育実践モデル校を中心に地域と連携した「助け合いの心を育てる教育」の推進
② 道徳教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての教育活動を通じた計画的な道徳教育の充実 ● 警察等関係機関や大学、民間企業との連携を強化及び実践的な指導方法の調査研究の推進

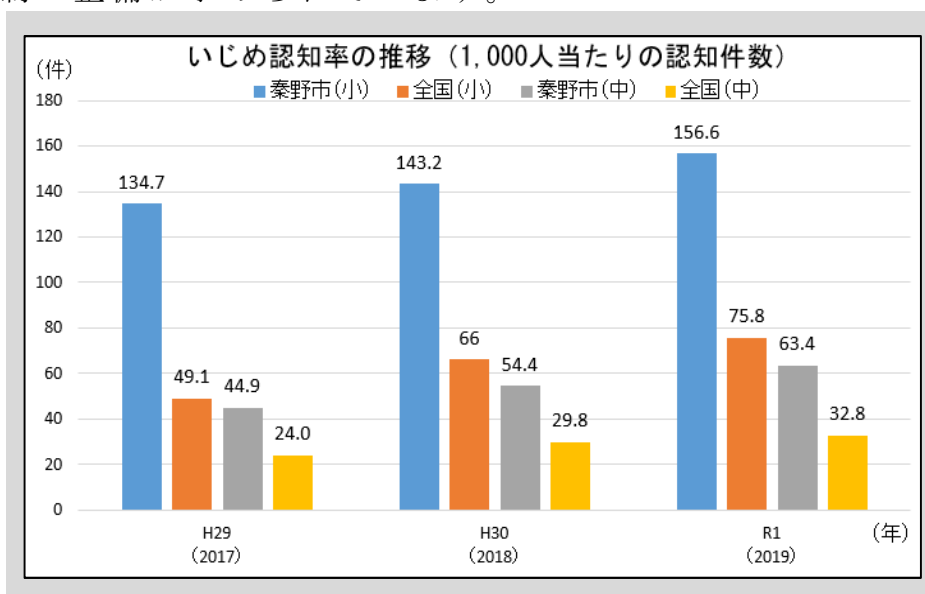
1-4 施策内容(2) いじめ・不登校等の対策の推進

■ 施策の目的

いじめの未然防止を図るため、「いじめ防止基本方針」²¹に従い早期発見、早期の組織的な対応の定着に向けた取組を強化するとともに、新たな学びの場を求める児童生徒の将来の社会的自立に向けた支援を行います。

■ 現状と課題

- ▶ 「いじめ防止対策推進法」に基づく取組の推進により、全国的にいじめの認知が進み、件数が増加しています。法に基づく取組を一層推進し、安全・安心な学校環境をつくることが最優先で求められています。
- ▶ 不登校児童生徒数は増加傾向にあり、その原因は様々で複雑化する中、医療や福祉の専門家を活用した対策も求められています。
- ▶ 「不登校は問題行動ではない」という国の見解も示されていることから、個別最適化された学習環境の構築に向けた新たな支援体制の整備が求められています。



■ 今後の方向性

心理や福祉の専門家等による相談・支援体制を充実させ、児童・生徒の抱える課題に対して、学校と関係機関、地域との連携・協働をより一層深化させたチーム学校を目指すとともに、教育支援教室「いずみ」や訪問型個別支援教室「つばさ」を核とした支援体制を充実させ、新たな学びの場の保証と個に応じた支援が行われるよう整備を図ります。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
不登校児童生徒の出現率※1	1.64人	1.34人	1.21人
認知したいじめの改善率※2	99.3%	99.5%	99.7%
不登校児童生徒に対して専門機関等と連携した支援が行われている割合	69.5%	80%	85%

※1 不登校児童生徒の出現率・・・在籍児童・生徒100人当たりの不登校児童生徒の割合。

※2 認知したいじめの改善率・・・認知したいじめの改善の判断には、一定期間の経過観察を必要とすることから、認知した翌年度の7月に点検した数値となる。

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① チーム支援体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「いじめ問題対策調査委員会」による第三者評価の活用 ● 「児童生徒指導担当者会」「いじめ問題対策連絡協議会」等と連携した「いじめ防止基本方針」に沿った対応の推進
② 学校内外の相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家と連携した支援体制の強化 ● 「はだのっ子あんしん相談室」²²等の相談窓口の周知
③ いじめを考える児童生徒委員会 ²³ の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「いじめを考える児童生徒委員会」の活動の充実 ● 各校の生徒会活動や「ピアサポート」²⁴の充実に向けた地域・家庭と連携した支援体制の強化
④ 教育支援教室「いずみ」の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 小集団での活動を通じた新たな学びの場としての機能強化
⑤ 訪問型個別支援教室「つばさ」の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 訪問型個別支援の機能の有効活用

²¹ 「いじめ防止基本方針」・・・「いじめ防止対策推進法」に基づく、本市の「いじめの基本的な考え方」「基本施策・取組」「いじめ防止を推進する体制」等の方針。

²² 「はだのっ子あんしん相談室」・・・訪問型個別支援事業の機能を充実させた、迅速かつ適切な組織的、専門的対応につながる児童生徒及び保護者向けの相談窓口。

²³ 「いじめを考える児童生徒委員会」・・・平成20年に設置した、いじめを生まない学級・学年・学校風土をつくることを目的とした、市内22校の代表児童生徒で組織された委員会。

²⁴ 「ピアサポート」・・・仲間、対等、同輩を表す英語の「ピア(peer)」による「サポート」を意味し、多様性の認め合いや互いの自己肯定感を育むこと等を目的とした「仲間同士の支え合い」を意識した活動。

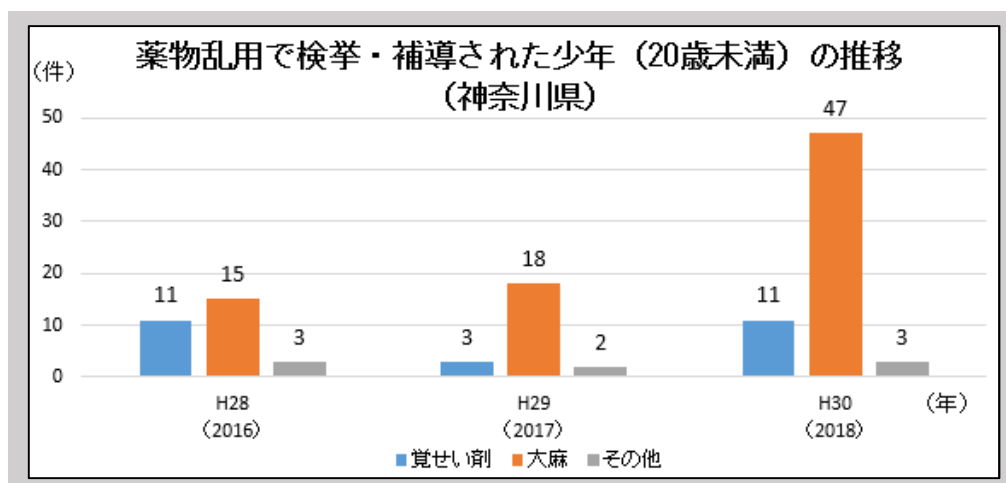
1-4 施策内容(3) 薬物乱用防止教育の推進

■ 施策の目的

違法薬物や薬物の乱用を許さない社会づくりに必要な資質や能力を身に付けるための薬物乱用防止教育を推進するとともに、「薬物乱用」につながる要因の一つである子どもたちの不安や自己肯定感の低さの解消を目指す取組を各校で推進します。

■ 現状と課題

- ▶ 大麻をはじめとする違法薬物の使用が若年層にも広がり、薬物の使用に付随する犯罪等に青少年が巻き込まれる事案が全国的にも数多く発生しているため、未然防止策として、専門機関と連携した「薬物乱用防止教室」の実施と、子どもたちの自己肯定感を育む教育活動を推進し、引き続き、薬物から子どもたちを守る取組を徹底する必要があります。



■ 今後の方向性

「薬物乱用防止教室」等の薬物乱用防止教育の実践研究を進めるとともに、子どもたちの自己肯定感が育まれるよう、ピアサポート等のリーダー育成に関連した教育活動の更なる充実を図っていきます。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
小・中学校の「薬物乱用防止教室」の実施校数	16校	全小・中学校	全小・中学校

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① 薬物乱用防止教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 警察機関や地域の社会奉仕団体等と連携した「薬物乱用防止教室」の実施 ● 児童生徒に薬物乱用の危険性や有害性、タバコや酒の害を発達段階に合わせて伝えていく支援体制の整備

1-4 施策内容(4) 多文化共生社会の推進

■ 施策の目的

様々な国際交流活動等を通して、異文化に触れる機会を設け、国際理解を深めます。また、外国につながりがあり、日本語指導を必要としている児童生徒、保護者への支援を行い、充実した学校生活を送れるように支援します。

■ 現状と課題

▶ 本市では、長年にわたり地域と連携しながら多文化共生社会の実現に向けて取り組んできており、東海大学と連携し「異文化理解講座」や「インターナショナルフェスティバル」²⁵を開催するなど、近隣大学の留学生等と日本文化を紹介しながら、英語でコミュニケーションをとり、国際理解を深めています。

▶ 外国につながりのある児童生徒に対し、日本語指導の初期の支援体制整備、日本語指導方法の充実、外国籍保護者へのサポート、ICT機器を活用した支援の充実等が求められています。

▶ 【令和元年度実績】

- ・インターナショナルフェスティバル
中学生74名、外国人ゲスト15か国36名参加
- ・イングリッシュフレンド²⁶・・・小学校全校で実施
- ・異文化理解講座・・・小学校5校で実施

■ 今後の方向性

これまでの成果を生かし、引き続き、国際交流活動、国際教室担当者会、ワークショップ形式の研修等の充実を図ります。また、東海大学・上智大学短期大学部との連携を強化し、就学前教育や学齢期に入ってから編入する子どもたちのための支援について協議し日本語を必要としている児童生徒、保護者への支援の強化を図ります。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
プレスクール ²⁷ の設置	—	1校	2校

成果・活動 指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
全国学力・学習状況調査における集計値			
「外国の人と友達になつたり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思いますか」※	64.0%	70%	74%
「日本やあなたが住んでいる地域のことについて、外国の人にもっと知ってもらいたいと思いますか」※	65.4%	71%	75%

※ 児童・生徒質問紙調査において「当てはまる」又は「どちらかといえば、当てはまる」を選択した児童生徒の集計値

■主な取組内容

取組名	取組内容
① 国際理解教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人支援助手（ALT）、小学校英語専科、小学校英語指導者（J-SHINE 資格取得者）の充実 ●ICTの活用及び小・中学校の連携による児童生徒の英語コミュニケーション能力の育成 ●上智大学短期大学部の学生（イングリッシュ・フレンド）の協力による授業支援を全小学校で展開
② 国際交流体験事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●インターナショナルフェスティバルの継続実施 ●東海大学の留学生が小学校を訪問し児童との交流を行う異文化理解講座の拡充
③ 日本語指導協力者の派遣（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●日本語指導協力者の派遣による支援の充実 ●東海大学や上智大学短期大学部との連携による新たな支援体制の構築に向けた研究
④ プレスクール事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> ●先進事例を参考に東海大学、上智大学短期大学部との連携による新たな支援策「プレススクール」の開設に向けた協議

25 「インターナショナルフェスティバル」・・・本市の中学生が日常の英語学習の成果を発表することによって、英語への興味関心を高め、また多くの外国人とふれあうことを通して、異文化を理解するとともに、国際感覚を培うことを目的として年1回開催するもの。

26 イングリッシュフレンド・・・小学校の外国語活動・外国語科において、専門的に英語教育を学んでいる大学生の授業実践を取り入れることにより、児童の体験活動を充実させるとともに、教員の授業指導研究に資するために大学生授業支援協力者を市内の小学校に派遣するもの。

27 プレスクール・・・日本語を話したり、聞いたりすることが上手にできない外国につながりを持つ子どもたちが、日常生活を送るうえでの簡単な日本語や学校生活のルールなどを学ぶ場。また、保護者へ日本の学校生活について説明も行い、スムーズに学校生活をスタートするための準備を支援する仕組み。

施策目標 1 - 5 好奇心や探求心、豊かな感性を育む幼児教育の充実に努めます

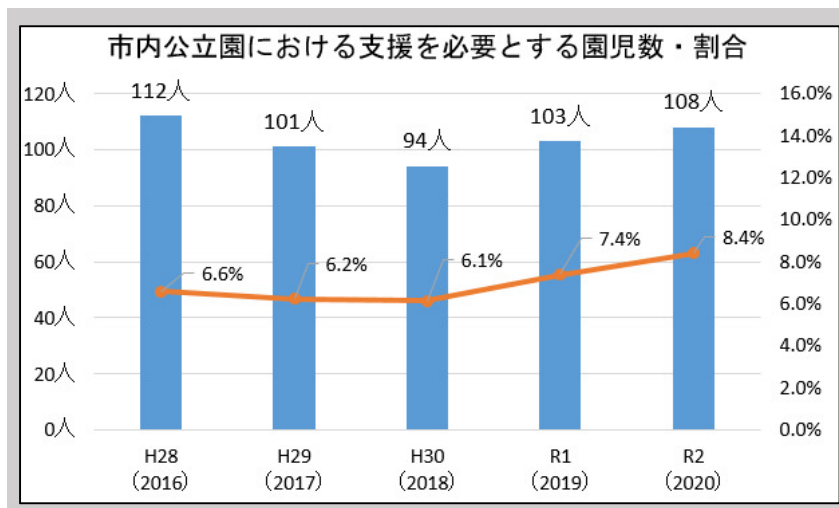
1-5 施策内容(1) 一人ひとりを大切にした特色のある幼児教育の推進

■ 施策の目的

幼児教育の重要性を鑑み、私立園との連携を図りながら、幼児教育の質の充実及び健やかな成長を育む環境づくりを推進します。

■ 現状と課題

- ▶ 少子化や幼児教育・保育の無償化等、社会情勢の変化により、保護者ニーズが教育利用から保育利用に移行していることなどから、公立幼稚園及び公立認定こども園の教育利用の園児数が減少する一方、保育利用申込者の増加により、待機児童が発生するなど、施設利用ニーズと受入れ体制との不均衡が生じています。
- ▶ 幼稚園教育要領等及び小学校学習指導要領において、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を踏まえた指導の工夫や幼稚園と小学校との円滑な接続が明記されるなど、非認知能力や自己肯定感の育成といった学びの基盤を育む幼児教育の重要性に係る認識はますます高まっていることから、単なる量の拡充のみではなく、質の充実を求める声が高まっています。
- ▶ 個別の支援を必要とする園児は増加傾向にあり、臨床心理士等の個に応じた専門的な指導や適切な支援が求められています。



■ 今後の方向性

社会情勢や保護者ニーズの変化に伴う幼児教育・保育施設の現状及び今後の見通しや各教育要領の動向、秦野市幼児教育のあり方検討懇話会の意見などを踏まえ、策定した秦野市幼児教育・保育環境整備計画に基づき、持続可能な幼児教育環境を目指し、公私や園種の枠を超えた幼児教育の質の向上と施設配置の見直しに取り組みます。

また、支援を必要とする幼児のよりよい発達を促すために、巡回相談事業の充実に更に努め、共に育ち合うことを目指します。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (2年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
秦野市幼児教育・保育環境整備計画に基づく施設の配置見直し	—	需給バランスに応じた配置見直しの実施	需給バランスに応じた配置見直しの実施
乳幼児教育保育支援センター機能 ²⁸ の創設	—	設置・運用	運用
園小接続カリキュラムの作成	—	接続カリキュラムの作成	運用

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① 幼児教育の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児教育保育支援センター機能の創設及び幼児教育・保育の質の向上に寄与する持続可能な体制の構築 ● 公私・園種の枠を超えた取組の充実による園と小・中学校とのつながりの強化
② 個に応じた支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 臨床心理士等の巡回派遣による専門的な指導や適切な支援の実施
③ 公立幼稚園の配置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 需給バランスや地域の実情を踏まえた施設配置の見直しの実施

²⁸ 乳幼児教育保育支援センター機能・・・私立園を含めた全ての園を対象として、園小中一貫教育の推進や幼児教育・保育の質の向上に寄与する取組を推進する中核機能。

《基本方針 2》

地域とともにある学校づくりを推進します

施策目標 2-1 家庭・地域とともに学び、育ちあう学校づくりに取り組みます

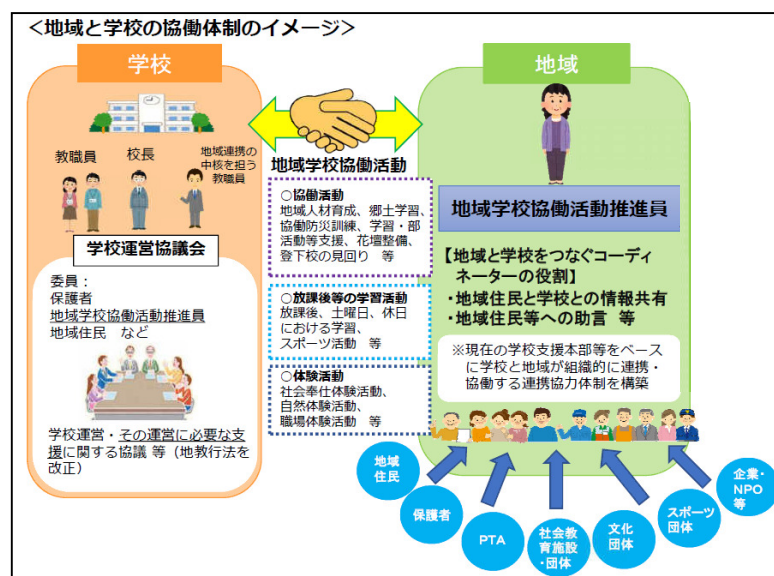
2-1 施策内容(1) 【重点施策】学校マネジメントの強化

■ 施策の目的

「社会に開かれた教育課程」の実現を目指した学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、学校と地域の連携・協働を更に推し進め「地域とともにある学校づくり」を実現するため、学校と地域が一体となった教育活動を展開し、幼児、児童、生徒の豊かな成長につなげます。

■ 現状と課題

- ▶ 急激な社会の変化に伴い、学校や家庭・地域を取り巻く課題は複雑化、多様化してきており、学校ではいじめや暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童生徒数の増加、個別の支援を必要とする児童生徒数の増加等への対応が急務となっています。
- ▶ 地域においても、地域社会における支え合いやつながりが希薄化することによって、地域社会の停滞や教育力の低下などが指摘されていることから、学校を地域の核として学校と地域社会が相互の連携・協働のもと、一体となって子どもたちの成長を支えていくことで、地域とともにある学校づくり、学校を核としたまちづくりを実現していくことが求められています。



出典：文部科学省「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」（平成29年4月）

■ 今後の方向性

地域とともにある学校づくりを推進し、学校のマネジメント力を強化するため、令和7年度までに全ての小・中学校に学校運営協議会²⁹の設置を目指します。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
コミュニティ・スクール ³⁰ 設置校数	7校	14校	全小・中学校
全国学力・学習状況調査の学校質問紙における「コミュニティ・スクールと学校の教育水準の向上の取組の関連性」に関する項目の集計値※	40.9%	46%	50%
学校からの求めに応じたスクールガードリーダー ³¹ の派遣回数	213回	250回	250回

※ 「コミュニティ・スクールと学校の教育水準の向上の取組の関連性」・・・学校質問紙調査の「保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果がありましたか」の質問に対して、「当てはまる」と回答した集計値。

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① コミュニティ・スクールの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● より効果的な支援体制となる地域の実態に合った学校運営協議会の設置・再編の推進 ● 地域学校協働本部制度を活用した新たな支援体制の構築 ● CSディレクター³²の配置と地域での講演会開催
② スクールガードリーダーの派遣	<ul style="list-style-type: none"> ● スクールガードリーダーの派遣による子どもの安全を見守る体制の整備 ● 地域や関係機関と連携した登下校時等の安全確認及び指導等の実施

²⁹ 学校運営協議会・・・教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関。

³⁰ コミュニティ・スクール・・・学校運営協議会を設置した学校。

³¹ スクールガードリーダー・・・学校や地域の安全確保のために各園校に適切で専門的な助言ができるよう、警察官OBに委嘱。

³² CSディレクター・・・学校運営協議会の会議運営や委員との連絡調整、協議会未設置校への普及・啓発など、学校運営協議会に関わる業務を担う者。

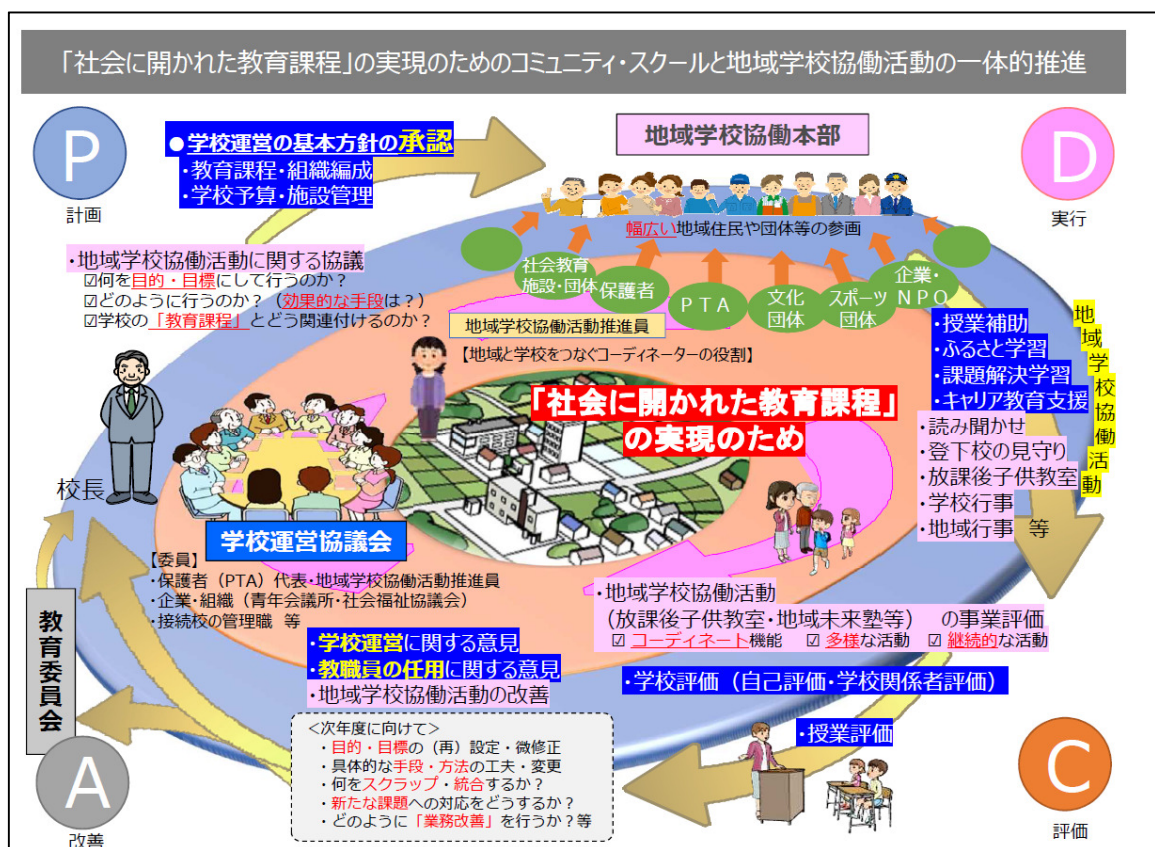
2-1 施策内容(2) 家庭や地域と連携した学習活動の充実

■ 施策の目的

地域とともにある学校、地域に開かれた教育活動を推進し、これからの社会を生きていく子どもたちに求められる資質・能力の育成につながる学習活動の充実に努めます。

■ 現状と課題

- ▶ 新学習指導要領では、地域との連携の強化が示されており、学校・家庭・地域が一体となった教育活動の充実が求められています。
- ▶ 東日本大震災以来、近年では自然災害が多発しており、家庭や地域と連携した防災教育の充実が急務となっています。



出典：文部科学省「学校と地域で作る学びの未来」

(<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/index.html>)

■ 今後の方向性

地域とともにある学校づくりを推進するため、関連する部局とも連携しながら、中学校区子どもを育む懇談会³³事業や寺子屋事業など放課後の学習支援の充実を図ります。また、防災教育では、地域の一員として、自分たちにできることなどを考え、選択・判断し、自ら積極的に行動することができる児童生徒の育成を図ります。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
全国学力・学習状況調査における「教育課程の共有」に関する項目の集計値※	95.5%	100%	100%
防災意識を高める避難訓練の実施校数	全小・中学校	全小・中学校	全小・中学校
はだのっ子寺子屋事業の実施箇所数	2か所	5か所	9か所

※ 「教育課程の共有」に関する項目の集計値・・・学校質問紙調査の「教育課程の趣旨について、家庭や地域との共有を図る取組を行っていますか」の質問に対して、「よくしている」「どちらかといえば、している」と回答した集計値。

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① 中学校区子どもを育む懇談会事業の更なる充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域学校協働本部事業としての体制強化 ● 学校運営協議会と連携した地域資源を生かした教育活動の実施
② 防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT等を活用した防災教育の充実 ● 学校と地域が支え合い・つながり合うための地域づくりの推進
③ はだのっ子寺子屋事業の推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域学校協働本部を活用するなど、市民力を生かした寺子屋方式等による放課後の学習支援の推進

³³ 子どもを育む懇談会・・・地域における自然体験や社会体験等の活動を通じて子どもたちの健全育成を図ることを目的とした、各中学校区で開催されている懇談会

施策目標 2-2 豊かな地域特性を生かし、郷土を愛する子どもを育成します

2-2 施策内容(1) 秦野の特色ある教育の推進

■ 施策の目的

本市の恵まれた自然環境を生かし、全ての園、小・中学校において地域資源を生かした環境教育や地域教育を実践することで、環境意識の高い郷土を愛する子どもたちを育みながら、水とみどりに育まれた誰もが輝く暮らしよいまちづくりの担い手となるよう地域に根差した教育実践を継続します。

■ 現状と課題

- ▶ 全国的に急速な人口減少が進む中、持続可能な地域社会の構築を図るためには、地域の担い手の育成・確保が大きな課題の一つとなっています。
- ▶ 本市の恵まれた自然環境を最大限に活用しながら、地域社会の新たな担い手として、ふるさと秦野を愛する子どもたちを育むため、秦野の自然、風土、産業、伝統、文化などを見る、聴く、触れる機会を増やしていく必要があります。

【はだのっ子アワード事業³⁴】



< 体験活動部門体験マップ >



< ふるさと秦野検定部門問題集 >

■今後の方向性

はだのっ子アワード事業をふるさと科として位置付け、全児童生徒が小学校1年生から中学校3年生までの在学期間中に確実に参加されるよう、児童生徒が取り組みやすくなる実施方法を検討します。また、SDGsの理念を踏まえた環境教育の推進として「エコキッズはだの」³⁵の取組を充実させ、ふるさと秦野について知り、自然環境や地域環境を愛する心を育てていきます。

■目標設定

成果・活動指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
全国学力・学習状況調査における「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがありますか。」に関する項目の集計値※1	43%	48%	53%
はだのっ子アワード事業の参加者児童生徒割合※2	全児童生徒 の3.25%	全児童生徒 の8.5%	全児童生徒 の11%

※1 児童・生徒質問紙調査において「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」を選択した児童生徒の割合。

■主な取組内容

取組名	取組内容
① SDGsの理念を踏まえた新たな環境教育の展開	<ul style="list-style-type: none"> ● 里地里山自然環境活用学習や学校版ISO「エコキッズはだの」の取組の継続実施 ● 東海大学と連携した環境教育の推進
② はだのっ子アワード事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「ふるさと科」として教育課程への位置付けを視野に入れた地域学習への導入方法の検討 ● ふるさと秦野検定問題の見直し及びオンライン化による拡充 ● 読書活動部門の新設

³⁴ はだのっ子アワード事業・・・平成19年に創設した、ふるさと秦野を愛する子どもたちを育てるため、秦野の自然、風土、産業、伝統、文化その他の地域資源を生かした学習機会及び体験機会における子どもたちの努力を顕彰する事業。

³⁵ エコキッズはだの・・・ISO14001（環境に関する国際的な標準規格）の考え方を取り入れた園、小・中学校において実施している環境活動。

《基本方針 3》

子どもたちが安心して学ぶことができる学習環境と質の高い教育を支える教育環境を整備します

施策目標 3 - 1 持続的かつ効果的な学校運営、教育活動の体制づくりを推進します

3-1 施策内容(1) 学校における働き方改革の推進

■ 施策の目的

教職員の厳しい勤務実態を踏まえ、これまでの働き方を見直し、教育水準の改善・向上のため自らの授業を磨くとともに、自らの人間性や創造性を高め、教職員としての自信と誇りを持って子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう学校における働き方改革を推進します。

■ 現状と課題

- ▶ 全国同様の厳しい勤務実態を踏まえ、平成30年3月に「学校業務改善方針」³⁶を策定し、学校現場と一体となって地域、保護者の理解、協力をいただきながら、教職員の担うべき業務に専念できる環境づくりに向け、計画的かつ実践的に取り組んできました。
- ▶ 特に中学校の部活動については、平成30年7月に「秦野市中学校部活動ガイドライン」を策定し、教職員の多忙化解消等に向けて取り組んできましたが、引き続き、学校における働き方改革に取り組む必要があります。
- ▶ 学校教育の一環としての部活動の目的を達成するために、学校・保護者・地域・行政がそれぞれの立場でさらに連携・協働していくことが課題の一つとなっています。
- ▶ 子どもたちのため長時間勤務をよしとしてきた働き方を見直すための改革推進に当たっては、教職員の意識改革、情報発信はもとより、地域、保護者などの教育関係者の理解、協力が必要不可欠となっています。

■ 今後の方向性

方針で掲げた改善項目について総括を行い、P D C Aサイクルによる学校業務改善を推進します。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
教職員ストレスチェック指数※ (総合健康リスク小・中学校平均)	93	前回値以下	前回値以下

※ ストレスチェック指数は、「仕事の負担度」と「職場の支援状況」を合わせ、その集団においてストレスが心身の健康にどのくらい影響が出てくる状態かを総合的に評価したもので、全国平均の健康リスクを「100」とし、数値が大きいほど負担が大きいことを表す。

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① 学校業務の改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな学校業務改善方針（仮称）の策定 ● スクールサポートスタッフ³⁷の派遣等の人的支援も含めた学校における働き方改革の推進
② 部活動スタートアップ事業の展開（再掲）	● 教職員の多忙化解消と部活動指導員制度の効果的な運用による地域力を生かした新たな部活動の体制整備の推進
③ スクールサポートスタッフの効果的な活用	● スクールサポートスタッフによる学校業務の幅広い支援の拡充

³⁶ 「学校業務改善方針」・・・教員の長時間労働の実態を踏まえた国の働き方改革に伴い、教職員一人ひとりが健康で生き生きとやりがいを持って勤務でき、教育の質を高める環境づくりをさらに進めるため、平成30年度から令和2年度を集中推進期間として、具体的な28項目の改善方策を定めた方針。

³⁷ スクールサポートスタッフ・・・学校が担う業務のうち、必ずしも教員が担う必要がない業務、又は教員の負担軽減が可能な業務のうち、これまでの経験や能力を生かすことのできる事務作業、業務などについて、学校長の命を受け、教頭の指示監督の下に、教員等事務の補助・支援を行う職員のこと。

3-2 施策内容(1) 学校施設長寿命化の推進

■ 施策の目的

学校施設の長寿命化を計画的に進めることにより、快適で安全・安心な学習環境を確保します。

■ 現状と課題

- ▶ 学校施設の多くが建設から30年以上経過し、老朽化が進行している状況にあるため、経過年数に応じた改修、更新工事を実施し、施設の長寿命化を図っています。
- ▶ 計画的な改修工事には、国庫補助制度等の活用により財政負担の軽減を図る必要があります。しかし、国庫補助の採択方針が、老朽化対策から予防保全を目的とした長寿命化対策へとシフトし、改修後は、40年以上の施設利用が求められていることから、施設の耐用年数や老朽化の状況等を踏まえ、適切な方法により整備・改修を行う必要があります。

■ 今後の方向性

学校施設や設備の老朽化が進む中で、施設の耐用年数を踏まえた建替えなども考慮しながら、計画的に施設改修を進めます。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (2年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
今後5年間で予定している改修・更新工事(25件)の進捗率	—	60%	100%

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① 学校施設の改修	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築年数に応じた改修・更新計画を作成 ● 計画に基づく着実な改修工事の実施

3-2 施策内容(2) 学校における省エネ対策の推進

■ 施策の目的

児童生徒の安全・安心と省エネルギー化による環境への配慮の両面から、教育環境の整備を図ります。

■ 現状と課題

- ▶ 小・中学校体育館のLED化や太陽光パネルの設置、「エコキッズはだの」の取組により、省エネ対策に取り組んでいます。
- ▶ 幼稚園及び小・中学校の校舎等の照明設備の多くが蛍光灯であり、経年劣化が進んでいる状況を踏まえ、高効率照明等への計画的な更新を行い、学習環境の改善を図る必要があります。
- ▶ 学校施設等への空調設備導入後は、年々、温暖化による気温上昇の影響もあり、空調使用に伴うエネルギー使用量が増加していることから、エネルギー量の節減に取り組めます。

■ 今後の方向性

幼稚園及び小・中学校の校舎等への高効率照明（LED照明）設備導入に係る整備計画を策定し、計画的にLED照明への更新を図ります。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (2年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
エネルギー使用量等の削減（照明のLED化による削減効果）	—	令和2年度比 15%減	令和2年度比 30%減

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① 学校施設省エネ対策の推進	● 計画的なLED化による児童・生徒の健康面の安全の確保及びエネルギー量の削減の推進

3-2 施策内容(3) 学校管理下の安全確保の推進

■ 施策の目的

児童生徒の登下校時の安全を確保するため、学校から整備・改善要望を受けた通学路の危険箇所等について、学校、保護者、教育委員会、関係課及び秦野警察署が合同点検を実施し、必要性や優先順位等を見極めながら安全対策を更に強化していきます。

また、安全で安心な給食を提供するため、施設及び設備の適正な維持管理と計画的な改修・更新を進めます。

■ 現状と課題

▶ 通学路の安全については、合同点検の結果を踏まえ、必要性や優先順位を見極めながら、即応可能な箇所から路側帯のカラー舗装の整備や啓発看板の設置等を進めています。また、国や県が管理する道路については、それぞれの道路管理者と連携しながら、安全確保に努めています。

▶ 令和元年度からは、各年度の道路整備計画や安全対策の進捗状況を共有し、課題への対応等を協議するため、年度末に実績報告会を開催し、次年度以降の対策につなげています。

▶ 小学校給食室については、施設及び設備の経年劣化が進み、日常的な保守や修繕だけでは対応が困難となっています。

■ 今後の方向性

児童生徒の登下校時の安全・安心のため、引き続き、学校、保護者、教育委員会、関係課及び秦野警察署が連携し、必要に応じて所有者等の協力を得ながら安全対策を進めるとともに、国県道の安全対策については、それぞれの道路管理者とも連携します。

また、教育施設の一体化等を見据えながら、小学校給食室及び給食設備の計画的な改修及び更新等に取り組み、安全で安心な給食の安定的な提供に努めます。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (2年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
情報提供を受けた通学路の危険箇所のうち、即応可能な案件への対応	100%	100%	100%
計画的な給食施設の改修	—	1施設／年	1施設／年
先行的な備品等の入替・修繕	緊急度合による 順位付け対応	備品台帳に基づく 計画的な入替	備品台帳に基づく 計画的な入替

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① 通学路の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 年1回の合同点検の継続実施 ● 情報提供を受けた即応可能な案件への対応 ● 全国的な重大事故発生時の類似事故防止を目的とした臨時点検の実施 ● 関係機関との実績報告会において安全対策に関する進捗状況の共有及び進捗管理の実施
② 小学校給食調理設備等の計画的な改修	<ul style="list-style-type: none"> ● 義務教育学校や施設一体化を見据えた給食施設及び設備の計画的な改修・更新

3-2 施策内容(4) 学習機会の保障

■ 施策の目的

子どもたちが自らの能力や適性に合わせた進路を選択し、学業に専念できるよう、経済的な理由により進学や就学が困難な家庭を支援します。

■ 現状と課題

- ▶ 経済的な理由により進学や就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等を援助しています。また、特別支援教育における保護者の経済的な負担を軽減するため、負担能力に応じて、就学に必要な費用を援助しています。
- ▶ 令和2年度は、市内在住者の大学進学を支援する「ロータリー奨学基金」の対象者を、従来の5名から10名に拡大しました。

■ 今後の方向性

経済的に困難な家庭や、特別な支援が必要な児童生徒の保護者に対し、社会経済情勢等を考慮しながら必要な援助を継続します。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (2年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
学習機会を保障するための支援策の拡充	—	支援策の検討、 方針決定	支援策の拡充

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① 就学・進学に対する経済的援助の実施	● 就学援助及び就学奨励費対象者への必要な経済的支援の継続実施 ● ロータリークラブと連携した最適な奨学金制度の推進及び拡充
② 特別支援学級等の教育・学習活動の推進	● 児童一人ひとりの教育ニーズに寄り添った適切な指導及び必要な支援の実施

3-3 施策内容(1) 小・中学校教育に必要な教材・教具の整備

■ 施策の目的

教育・学習活動の更なる充実を図るため、教育現場の様々なニーズに応じた教材・教具を整備します。

特に、理科教育の振興及び外国語学習の推進では、国の補助制度等を活用しながら、効果的・効率的な教材・教具の整備に努めます。

■ 現状と課題

▶ 教材・教具の整備に当たっては、学校へのヒアリングを行い、各校の整備の必要性や重要性について、優先順位を考慮しながら、計画的な購入に努めています。

▶ 今後は、「新学習指導要領」の実施に伴い、外国語活動・外国語教育の推進のための教材・教具の導入が必要となります。

■ 今後の方向性

教育環境の更なる向上のため、保護者の経済的負担も考慮した、計画的な教材・教具の整備を進めます。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (2年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
教育現場の多様なニーズに応じた教材・教具の計画的な整備	—	ニーズに応じた教材・教具の整備	ニーズに応じた教材・教具の整備
グローバルに活躍できる人材育成につながる教材・教具の整備	—	人材育成につながる教材・教具の整備	人材育成につながる教材・教具の整備

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① 教材・教具等の計画的な整備	● 学校の実情に即した教材・教具等の整備
② 理科(算数・数学)教育・外国語学習の推進のための教材・教具の整備	● 国の補助金を有効活用した理科(算数・数学)教育の教材・教具等の整備 ● グローバル人材育成に直結する費用対効果の高い外国語学習で利用する教材・教具の整備

3-3 施策内容(2) 学校教育の情報化の推進

■ 施策の目的

次代を拓く子どもたちに公正で最適な学びを提供するため、ICT環境を整備し、「学校教育の情報化」を推進します。

■ 現状と課題

- ▶ 国のGIGAスクール構想に基づく環境整備として、令和2年度中に児童生徒1人1台の学習用ICT端末及び校内ネットワークの整備を完了しました。
- ▶ ICTを活用した多様な学習方法の実現が求められており、学校外での学習活動を推進する体制を整備していく必要があります。
- ▶ 災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTを活用することにより、子どもたちの学びを保障できる環境整備が急務となっています。

■ 今後の方向性

ICTを活用し、個別最適化された学びの実現に向けた環境整備を推進します。

また、児童生徒に多様な学習環境を提供できるよう、学習用ICT端末を最大限に活用できる効果的かつ効率的な環境づくりに取り組みます。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
ICTの活用※(再掲)	—	80%	90%

※ ICTの活用・・・「学校における授業の情報化の実態等に関する調査」の「わかりやすく説明したり、児童生徒の思考や理解を深めたりするためコンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する」の質問に対して、「わりにできる」又は「ややできる」と回答した教員の集計値。

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① GIGAスクール構想の環境整備	● 学習用端末を活用した「デジタルな学びの更なる充実」の推進

3-3 施策内容(3) 【重点施策】中学校給食の推進

■ 施策の目的

未来を担う子どもたちの心身の健全な育成に資するため、全ての中学校で、安全・安心でおいしい生徒が喜ぶ中学校給食を提供します。

■ 現状と課題

- ▶ 学校給食事業における食育及び地産地消を推進するため、公民連携方式で整備・運営する学校給食センターに調理見学通路や研修・会議室を設置するとともに、できるだけ多くの地場産物を活用できる設備を導入するなど、環境整備に取り組んでいます。
- ▶ 保護者、学校、関係機関と連携して中学生にふさわしい献立を作成し、地場産物を活用した給食の提供を目指します。

■ 今後の方向性

給食センター内に職員を配置し、学校給食事務の円滑な運営に努めます。献立作成や食材の調達及び給食費の徴収を市が行うことで、安定的な給食の提供を行います。

食育や地産地消に継続的に取り組み、給食を通じて地域振興につながるよう、庁内の関係部局と連携を図ります。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
学校給食食材における秦野産野菜の使用割合※1	37.2% ※2	40%	50%

※1 秦野産野菜の使用割合は、対象品目において、秦野産野菜を年間総使用量の50パーセント以上使用した品目の割合として算出。

※2 令和元年度の「小学校給食」における秦野産野菜の使用実績を「※1」の算定方法で算定した数値。

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① 中学校給食の完全実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門家や保護者の意見を反映した秦野らしい給食の提供 ● 保護者・学校・市内業者及び関係機関と連携した食育及び地産地消の関連事業の推進

3-3 施策内容(4) 読書環境の整備

■ 施策の目的

子どもたちが読書を通じて深い学びに出会い、安心して学ぶことができる環境を作るため、学校図書館司書を配置して読書活動を推進するとともに、ICTを活用した業務環境の整備など、学校図書館機能の充実を図ります。

■ 現状と課題

▶ 小学校では週3日、中学校では週2日、学校図書館司書を配置し、子どもたちの読書活動を推進しています。

▶ 子どもたちが求める本、必要な本に出会うための環境整備として、学校図書館のICT環境整備が必要です。

■ 今後の方向性

学校教育の情報化の推進と合わせ、ICTを活用した個人の興味や関心、発達段階に合わせた選書に努めます。

また、学校運営協議会をはじめとする地域との結びつきが一層強まる中、地域と連携した学校図書館の運用等について検討を進めます。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (2年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
学校司書の業務環境 の充実	—	ICT端末の導入、 業務体制の検討	業務体制の確立 及び運用開始
地域と連携した学校図 書館の運用等の検討	—	運用方法の検討 及び方針決定	運用方法の検討、 運用開始

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① 学校図書館の充実	● ICTを活用した選書及び学校司書の業務体制の確立 ● 学校図書館の地域開放及び地域と連携した学校図書館の運用等の検討

3-3 施策内容(5) 教育施設の一体的整備の推進

■ 施策の目的

児童・生徒数の減少と施設の老朽化が進む中、学校施設が隣接する立地条件とこれまでの幼小中一貫教育の成果を踏まえ、教育施設の一体的整備を推進することで、教育環境の充実に努めます。

■ 現状と課題

- ▶ 児童・生徒数の減少により学校の小規模化が進むとともに、施設の耐用年数から、令和12年(2030年)以降、多くの学校が建替えの時期を迎えます。
- ▶ 平成28年度(2016年度)に制度化された義務教育学校の設置も視野に、教育的観点からの施設の一体的整備の手法等の検討を進める必要があります。

■ 今後の方向性

施設の耐用年数等を踏まえ、教育施設の一体化整備の具体的な方向付けを行います。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (2年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
新たな学校施設等の 一体的整備の推進	—	施設の一体的 整備の方針決 定	施設一体化に 係る「基本構 想」の策定

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① 学校施設の一体的整備に係る整備手法等の検討	● 学校の立地を踏まえた施設及び教室配置等の検討 ● 他の公共施設との集約の可能性の検討
② 新たな学びを支える学校施設等のあり方に関する調査研究	● 小中一貫教育推進のマネジメント及びカリキュラム等の研究

《基本方針 4》

市民の誰もが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたり学び続けることができる環境づくりを推進します

施策目標 4-1 市民の自主的・主体的な学習活動を支援するため、公民館事業の充実を図ります

4-1 施策内容(1) 地域コミュニティの活動拠点としての公民館事業の充実

■ 施策の目的

市民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたり学習し、その成果を生かすことができる社会の実現を図るため、生涯学習活動やコミュニティ活動の拠点である公民館事業の充実を図ります。

■ 現状と課題

- ▶ 市民の学習形態が多様化している中で、公民館同士の連携や、地域の各種団体との連携など事業の充実を図り、多様な学びのための環境づくりが求められています。
- ▶ 市民の学習ニーズが単なる学習から、学習成果を地域や生涯学習の場で発揮することへと発展しているため、その機会を拡充する必要があるとともに、単独の公民館区域だけでは取り上げきれない広域的課題への対応も求められています。
- ▶ 人口減少、少子・超高齢社会では、伝統的な地域コミュニティ機能の低下が課題となっており、新たな地域づくりの担い手の育成が求められています。

■ 今後の方向性

各公民館が連携し、地域間の交流を活性化させ、地域コミュニティづくりをサポートするとともに、市民一人ひとりが得た学びを地域に還元する機会の拡充、仕組みづくりに取り組みます。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
公民館自主事業参加者数	49,164人	57,500人	58,000人

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① 市民提案型事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民やサークル等からの企画事業に協働して取り組む ● 地域還元を目指すサークルの育成
② 公民館協働事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 各公民館の相互連携による協働事業の推進と地域間の市民交流の活性化
③ 地域協働事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で活動する団体や学校等と連携した協働事業の推進

施策目標 4-2 学習成果を地域で生かすことを目指し、魅力ある地域学習の推進に努めます

4-2 施策内容(1) 【重点施策】 魅力ある地域学習の推進

■ 施策の目的

市民の生涯学習活動を支援するため、秦野の自然、歴史、文化、産業などの地域資源をはじめ現代課題などの地域学習の機会を提供するとともに、地域を共有する東海大学の資源を生かした学習機会を提供します。

■ 現状と課題

- ▶ 少子・超高齢社会の中で、地域コミュニティの活性化に向け、地域活動の新たな担い手の確保が求められているとともに、より地域に目を向けた学びの場として努める必要があります。

■ 今後の方向性

あらゆる市民が満足できる学習を、いつでもどこでも自由に得られ、身につけた知識や教養、人とのつながりなど、その成果を地域に生かすことが住みよい地域づくりにつながるよう、多様な講座等を実施します。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
はだの生涯学習講座等の実施回数	7回	10回	10回
市民大学受講者アンケートによる満足度	—	受講者満足度 80%	受講者満足度 90%

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① はだの生涯学習講座の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の多様な学習ニーズを捉えた事業の推進 ● 継続的かつ系統的に学べる機会の創出による地域づくりを担う人材の育成
② たけのこ学級の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 知的障害者の社会参加と生きがいづくりのための生涯学習活動を通じた支援 ● 新たな活動ボランティアの確保
③ 広畑ふれあい塾の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習活動を通じた高齢者の生きがい・健康・体力・仲間づくりを推進するための運営支援
④ 報徳仕法啓発事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 報徳仕法の啓発 ● 積極的な地域活動への参画や課題解決に向けた新たな学びの促進
⑤ かみ放課後子ども教室の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 上地区の特色ある事業として位置付ける地域で子どもを見守り、育む活動の推進 ● 児童ホームとの連携
⑥ 夕暮祭短歌大会及び夕暮記念こども短歌大会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 郷土の歌人前田夕暮、谷鼎の残した文学遺産を受け継ぐ短歌に触れる機会の充実
⑦ 市民大学の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 東海大学との連携による市民ニーズに応じた多様な講座等の実施

施策目標 4-3 地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で、親子のふれあいや家庭教育の支援に努めます

4-3 施策内容(1) 家庭教育支援の充実

■ 施策の目的

家庭教育への学びや育ちを支える学習機会の充実を図るとともに、地域や学校と連携し、親子がふれあう機会を提供します。

■ 現状と課題

- ▶ 家庭環境の多様化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てや家庭教育を支える環境が大きく変化していることから、関係機関との連携をより深め、学校、家庭、地域全体で子どもの成長段階に応じた支援が必要となります。

■ 今後の方向性

関係団体との強固な連携により、家庭教育支援関連事業の参加及び応募人数の増加につながる周知、啓発を行い、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりを目指します。

■ 目標設定

成果・活動指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
学校・地域・関係機関との連携による事業の実施	3事業	4事業	5事業

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① 家庭教育支援講演会の充実	● 保護者を対象とした子育てに関する学習機会の充実 ● 秦野市PTA連絡協議会と協働事業の実施及び活動支援
② 親と子の音楽会の推進	● 幼稚園、学校、音楽団体と連携した音楽を通じて親子がふれあう機会の提供
③ 親子川柳大会の充実	● 学校をはじめとした関係機関等との連携による親と子の絆を深める機会の充実

施策目標 4 - 4 市民の役に立つ図書館を目指し、図書館サービスの充実に努めます

4-4 施策内容(1) 市民の生涯学習を支える読書活動への支援

■ 施策の目的

市民一人ひとりが読書に親しみ、本や情報を活用した学びを支えるとともに、身近でだれもが利用しやすい図書館サービスの充実に努めます。

■ 現状と課題

- ▶ 社会情勢の変化により、市民のニーズは多様化、高度化が進んでいます。必要な知識の範囲が広がり、絶えず情報収集と学習が必要になっています。
- ▶ 身近な情報提供機関として、図書館サービスの充実に求められています。

■ 今後の方向性

市民それぞれの学ぶ意欲や知る楽しみに応え、本と出会う機会を提供するとともに、学びの楽しさを伝えることに努めます。
また、家庭、地域、学校などの関係機関と連携・協力しながら、読書のきっかけや、本に親しむ時代の変化に適応した仕組みづくりに取り組みます。

■ 目標設定

成果・活動指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
図書年間購入数	9,134 冊	9,200 冊	9,300 冊
予約受付件数	114,418 件	115,000 件	115,500 件

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① 図書館資料の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画的な収集及び蔵書の充実 ● ICTを活用したサービスの検討
② レファレンスサービス ³⁸ の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関等と連携・協力による課題解決支援機能の充実
③ 障害者、高齢者等へのサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館の利用に障害のある方に配慮した施設整備 ● 関係機関等との連携によるきめ細やかな図書館サービスの提供

³⁸ レファレンスサービス・・・利用者の相談に応じて、必要とする資料や情報を提供し、学習や調査・研究の支援を行うサービスのこと。

4-4 施策内容(2) 効率的で質の高いサービス提供体制の確立

■ 施策の目的

図書館サービスの充実のため、より効率的で質の高いサービス提供体制の確立を目指します。

■ 現状と課題

- ▶ 行革推進プランに基づき、図書館窓口業務等の一部民間委託を導入し、市民サービスの向上に努めてきました。
- ▶ 社会情勢の変化等に対応していくため、図書館の基幹業務（蔵書管理（収集、整理、保存、除籍等）、レファレンスサービス、事業の企画・運営等）については、直営で行うことを軸に、業務の一部について民間委託を継続してきましたが、図書館の役割や利用者サービスの向上を念頭に望ましい適切な管理運営体制の確立が必要です。

■ 今後の方向性

公共図書館として、適正かつ効率的な運営を目指し、利用者にとって望ましい管理運営のあり方について検討を進めます。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
図書館入館者数（年間）	219,888人	220,000人	221,000人
職員研修等への参加回数	—	8回	10回

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① 図書館業務の運営体制の確立	● 効率的かつ効果的な図書館経営（サービスの充実、職員研修、経費節減、安全管理、個人情報保護等）の調査研究による体制整備

施策目標 4-5 子どもたちに読書の楽しさを伝え、本に親しむ機会を提供するとともに、読書環境の整備を図ります

4-5 施策内容(1) 【重点施策】子ども読書活動の推進

■ 施策の目的

読書は、子どもの成長にとって重要なものです。子どもが、本に親しみ、読書の楽しさを体感できるような機会を提供し、子どもの読書活動の推進を図ります。

■ 現状と課題

- ▶ 子どもたちを取り巻く生活環境が大きく変化している中、成長に伴い、子どもの読書への関心が低くなっています。
- ▶ 子どもと本をつなぐため、子どもの読書活動を支える人づくりとともに、読書への興味を高める様々な機会を提供する必要があります。

■ 今後の方向性

子どもがそれぞれの状況に応じて、本に親しみ、読書を行えるように読書環境の整備に努めます。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
読書関連行事の開催数	—	7回	7回
ブックスタートでの絵本 配布率	99.3%	100%	100%

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① 読書啓発事業の推進	● 関係機関や市民ボランティアとの連携・協力による本や子どもの読書活動に関する行事の実施
② ブックスタート事業の推進	● 家族でのふれあいを通した子どもの読書環境の整備
③ 学校等への支援	● 関係機関や学校や児童館等との連携による子どもの読書活動の支援

4-6 施策内容(1) 施設長寿命化の推進

■ 施策の目的

市民が、安全・安心で快適な施設として利用できるよう、施設の適切な改修を行うことにより、既存施設の長寿命化による有効活用を図り、快適な学習環境づくりと利用者の利便性向上に努めます。

■ 現状と課題

- ▶ 本市の財政状況を見据えた中で、老朽化した施設・設備の計画的な改修及び更新工事等を進めるとともに、計画に位置付けた工事以外に、増加が予測される突発的な案件への対応に配慮する必要があります。
- ▶ 建築基準法等の法令改正や新たな取組（読書バリアフリー法等）への対応も必要となります。

■ 今後の方向性

公共施設再配置計画及び公共施設保全計画（仮称）との共有を図りながら、施設・設備の適正な維持管理及び法定点検等についても適切に実施します。

利用環境を整えることにより、多くの団体が利用するとともに、幅広い講座を取り入れることによって、利用者の増加を図ります。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
公民館利用者数(年間)	431,494人	516,000人	517,000人
公民館施設・重要設備更新計画による工事計画件数	5件	5件	5件
図書館入館者数(年間) (再掲)	219,888人	220,000人	221,000人
図書館施設・設備の長寿命化計画に基づく改修工事	—	計画的な改修	計画的な改修

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① 公民館の計画的改修	● 公民館施設・重要設備更新計画に基づく耐用年数等に応じた計画的な改修
② 公民館の計画的更新	● 公民館の設備更新 ● 公民館の建替え計画の検討
③ 図書館の計画的改修	● 図書館施設・設備の計画的な改修等

《基本方針 5》

地域の歴史資源の保存・活用を通じ後世への継承に努めます

施策目標 5 - 1 地域の歴史資源の収集・調査に努め、魅力ある歴史資源を次の世代へ引き継ぎます

5-1 施策内容(1) 歴史資源等の保存・管理の推進

■ 施策の目的

貴重な文化財や歴史文化資料を収集、整理、保存し、利用者に提供できるように整備し、次の世代に引き継いでいきます。

■ 現状と課題

- ▶ 所有者や保持者の高齢化と、地域の少子化、連帯意識の低下により文化財の保存や継承が困難となっています。
- ▶ これまでに収集した資料の収蔵場所が老朽化しており、新たな収蔵スペースを確保する必要があります。
- ▶ 内外から問い合わせの多い歴史的写真やはだの歴史博物館での展示が困難な資料について、利用者に提供するための仕組みを整備する必要があります。

■ 今後の方向性

地域に所在する文化財の計画的な管理活用を図るとともに、郷土資料の収集、整備を継続し、利用しやすい環境整備を図ります。

また、歴史文化資料の有効的な利活用のために、デジタル化の作業などに取り組みます。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (2年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
未指定・未登録の文化財 の調査件数	2件	5件	5件
はだの歴史博物館等 での活用	写真映像 による活用	デジタル化の 推進	データベース 構築
収集した資料の一元管 理と活用	資料の分野別 に収集	新たな収集 スペースの検討	新たな収集 スペースの検討

■ 主な取組内容

取組名	取組内容
① 歴史資源の収集・保存	<ul style="list-style-type: none"> ● 貴重な古文書類の整理・保管 ● 補修等の年次計画の作成による適正管理
② 収集資料の管理・活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の収集資料台帳のデータベース化による活用方法の検討 ● はだの歴史博物館の施設規模及び展示スペースの充実に向けた検討 ● 写真等のデジタルデータのデータベース検索及び閲覧・貸出の検討
③ 地区別管理・活用計画 作成の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 神奈川県文化財保存活用大綱等を参考に管理・活用計画案の作成及び所有者や管理団体との調整の実施

施策目標 5 - 2 市の歴史や文化への市民の理解を深めるため、文化財等の活用を推進します

5-2 施策内容(1) 【重点施策】文化財・歴史資源等の活用の推進

■ 施策の目的

市民の歴史文化に対する理解を深め、郷土に親しむ心を育んでいきます。

■ 現状と課題

- ▶ 生涯学習へのニーズが多様化する中、文化財や歴史文化に対する市民の関心が高まりつつあります。
- ▶ 令和2年11月にリニューアルオープンした「はだの歴史博物館」を拠点としてこれまで以上に幅広い普及事業を実施していきます。

■ 今後の方向性

はだの歴史博物館を文化財や市の歴史に関する情報発信の拠点として、これまで以上に多様なニーズに応えていきます。
また、これまで活用頻度が低かった桜土手古墳公園についても、公園を活用したイベントを実施し、親しまれる場所になるよう努めます。

■ 目標設定

成果・活動 指標	現状値 (元年度)	中間値 (5年度)	目標値 (7年度)
指定文化財特別公開の開催	4か所で実施	4か所で実施 ウォーキング事業	4か所で実施 ウォーキング事業
市内の国登録文化財等を紹介するガイドツアーの実施	年1回	年2回	年3回
フロアレクチャーや桜土手古墳公園を活用した新事業の実施	—	1事業	2事業

■主な取組内容

取組名	取組内容
① 指定文化財特別公開の充実	●市内文化財にふれあう機会の提供
② 歴史民俗講座の充実	●広範なテーマでの講座の開催
③ 体験型学習の推進	●まが玉づくり教室の実施 ●市で所蔵する民具等を活用した体験型学習の検討
④ 総合歴史博物館機能の充実	●企画展示室の有効活用 ●わかりやすく楽しめる企画展の開催

第5章 進行管理

1 教育行政点検・評価

本計画を着実に推進していくためには、各施策の進捗状況について、定期的な点検及び評価をし、PDCAサイクルの確立により、継続的な改善をしていくことが必要です。

本計画の進行管理については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により秦野市教育委員会が毎年行う「教育委員会教育行政点検・評価」を通して、進行管理及び評価を毎年度実施し、その結果をまとめた報告書を作成し、公表します。

今後の社会情勢や子どもたちを取り巻く環境の変化などを見つめながら、教育行政点検・評価の結果をもとに、本計画の見直しの必要性について検討していくとともに、次期計画策定に向けた検討を進めていきます。

— 資料編 —

資料 1 秦野市教育振興基本計画策定懇話会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	役職等
学識経験者	大島 宏	東海大学課程資格教育センター 教育学研究室教授
	逢坂 伸一	東海大学名誉教授
学校教育関係者	鈴木 健次	秦野市立中学校長会長
	野田 学	秦野市立小学校長会長
	多田 優子	秦野市立幼稚園・こども園長会長
社会教育関係者	竹内 房枝	秦野市子ども育成連絡協議会会長、 図書館協議会委員、社会教育委員
保護者代表	長島 秀樹	秦野市 P T A 連絡協議会
	桜井 あかね	秦野市立ほりかわ幼稚園 P T A

資料 2 秦野市教育振興基本計画策定経過

令和元年 8月30日	令和元年度第1回総合教育会議
9月25日～ 10月25日	前教育プランに位置付けられた事業の実施状況調査
12月6日～ 25日	教育振興基本計画に位置付ける施策の抽出
令和2年 7月7日	令和2年度第1回総合教育会議
9月3日	第1回秦野市教育振興基本計画策定懇話会
9月4日	第1回教育振興基本計画策定作業部会
9月18日	9月定例教育委員会会議（協議事項）
10月7日	第2回秦野市教育振興基本計画策定懇話会
11月4日	第2回教育振興基本計画策定作業部会
11月14日	11月定例教育委員会会議（協議事項）
11月17日	教育振興基本計画策定検討会議
令和3年 1月16日～ 2月15日	計画案に対するパブリック・コメントの実施
3月11日～ 18日	第3回教育振興基本計画策定懇話会（書面会議）
3月22日	3月定例教育委員会会議（議案）

資料3 施策目標における取組と関連するSDGsの目標

施策目標	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
【基本方針1】 全ての子どもたちの可能性を引き出す新たな学びのスタイルにより、持続可能な社会を創り出す力を育みます																	
1-1 確かな学力の定着と向上				○				○	○		○						○
1-2 健やかな体の育成			○	○				○			○						○
1-3 個に応じたきめ細やかな支援				○	○					○							○
1-4 豊かな情操や規範意識、公共の精神を育み、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」教育の推進			○	○	○					○	○					○	○
1-5 好奇心や探求心、豊かな感性を育む幼児教育の充実			○	○				○	○	○	○						○
【基本方針2】 地域とともにある学校づくりを推進します																	
2-1 家庭・地域とともに学び、育ちあう学校づくり				○							○						○
2-2 豊かな地域特性を生かし、郷土を愛する子どもの育成				○			○				○	○	○	○	○		○
【基本方針3】 子どもたちが安心して学ぶことができる学習環境と質の高い教育を支える教育環境を整備します																	
3-1 持続的かつ効果的な学校運営、教育活動体制づくりの推進				○				○			○						○
3-2 快適で安全・安心な学習環境の確保		○		○			○		○	○	○					○	○
3-3 次世代を見据えた教育環境の整備・充実		○	○	○			○		○		○						○
【基本方針4】 市民の誰もが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたり学び続けることができる環境づくりを推進します																	
4-1 公民館事業の充実				○							○						○
4-2 魅力ある地域学習の推進			○	○				○		○	○						○
4-3 親子のふれあい及び家庭教育の支援				○							○						○
4-4 図書館サービスの充実				○	○			○		○	○					○	○
4-5 本に親しむ機会の提供と読書環境の整備			○	○	○					○	○						○
4-6 公民館及び図書館の計画的な改修の推進				○							○						
【基本方針5】 地域の歴史資源の保存・活用を通じ後世への継承に努めます																	
5-1 歴史資源の収集・調査				○							○						
5-2 文化財等の活用				○							○						

秦野市教育振興基本計画

令和3年（2021年）3月発行

編集発行 秦野市教育委員会

教育部教育総務課

秦野市桜町一丁目3番2号

TEL 0463-84-2783

<https://www.city.hadano.kanagawa.jp/>